

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月12日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	たわらノーロード 新興国株式
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

たわらノーロード 新興国株式

（以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・ 計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：平成30年7月13日から平成31年1月11日まで

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行または韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

・株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)^(注)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

- ・エマージング株式パッシブ・マザーファンドへの投資を通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式^(*)に実質的に投資します。
(*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
- ・実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
※MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

(注)本ファンドは、MSCI Inc.(以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に限りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの獨創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害(逸失利益を含む。)については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

2

ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

- ・ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。
- ・ご換金時に換金手数料もかかりません^(※)。

(※)ただし、ご換金時に信託財産留保額が控除されます。

3

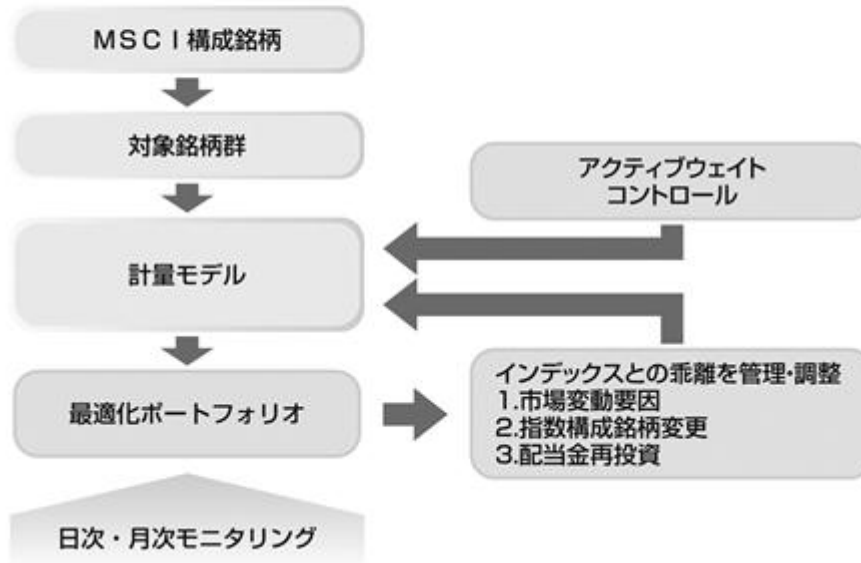
年1回決算を行います。

- ・毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

運用プロセス

現地口座の開設可否、預託証券の利用可否を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々 その他 ()	オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 (MSCIEマー ジング・マーケッ ト・インデックス (円換算ベース、 配当込み、為替 ヘッジなし))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

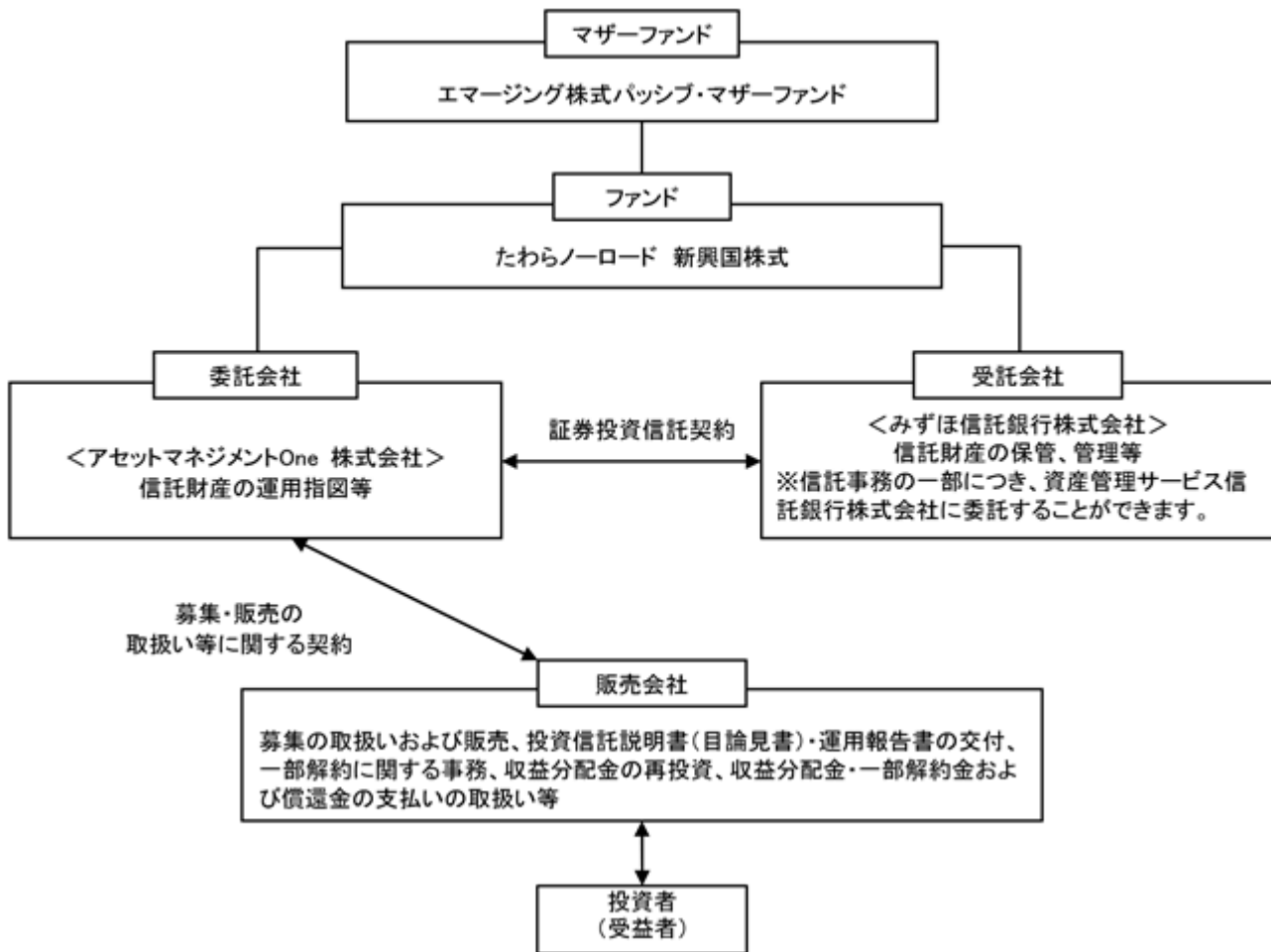
その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（株式））に分類されます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成28年3月14日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

ファミリーファンド方式とは

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（平成30年4月27日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブルリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成28年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（平成30年4月27日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

<投資対象>

エマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

エマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として海外の株式（*）に実質的に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざします。

（*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色> をご参照ください。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。)

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるエマージング株式パッシブ・

マザーファンド受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。)
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)、新株予約権証券および新投資口予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.~12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

(参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

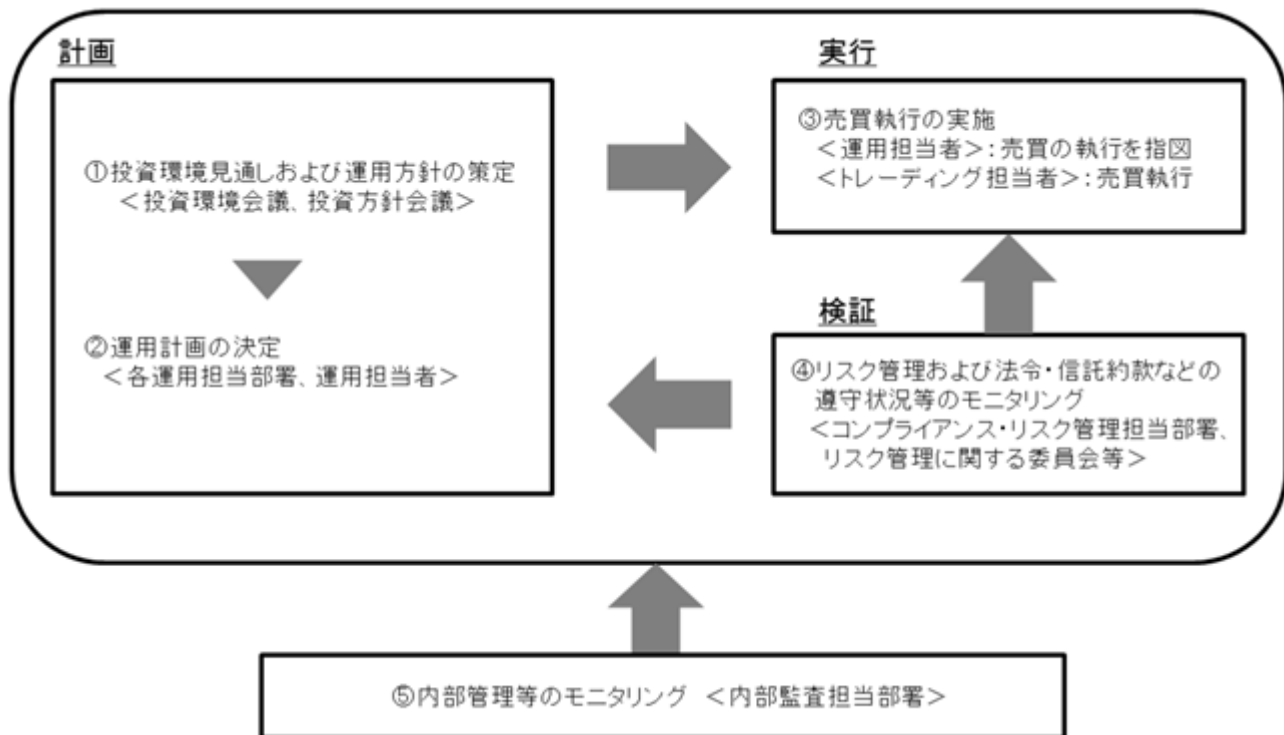
ファンド名	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、主として海外の金融商品取引所に上場している株式 ^(*) に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 (*) DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
主な投資対象	海外の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資態度	主として海外の金融商品取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 原則として、株式の組入比率は高位を維持します。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

<p>主な投資制限</p>	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への投資には、制限を設けません。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
---------------	--

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に関催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は平成30年4月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日))に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1) 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

投資する株式等の範囲（約款第20条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（約款第21条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第22条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）

す。)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。))とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。))の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2)委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用している額(以下2.において「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとし、

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第24条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3)において同じ。)を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンド

の信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5)において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産(「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5)において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5)において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 6) 上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 8) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第25条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.~2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1) 1.~2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（約款第34条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

カントリーリスク

当ファンドが実質的に投資を行う新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが金融市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も金融市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

為替リスク

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

信用リスク

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

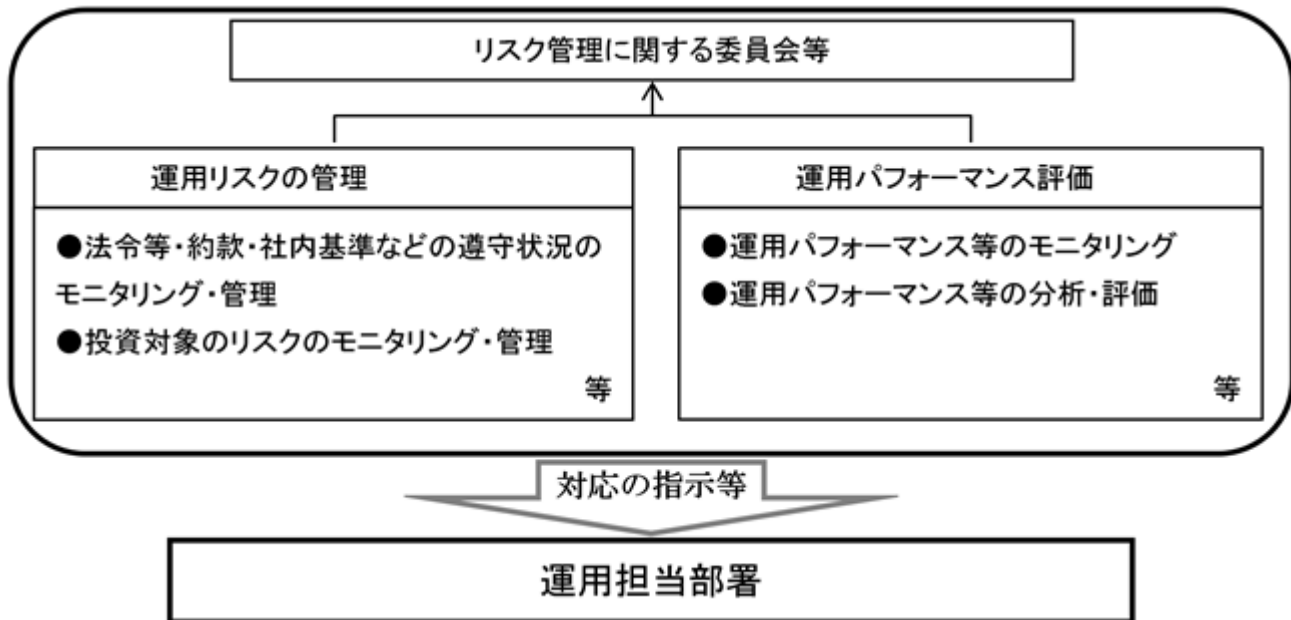
・注意事項

- イ．当ファンドは、実質的に株式などの値動きのある有価証券（外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ．投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

< リスク管理体制 >

委託会社における当ファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下の通りです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



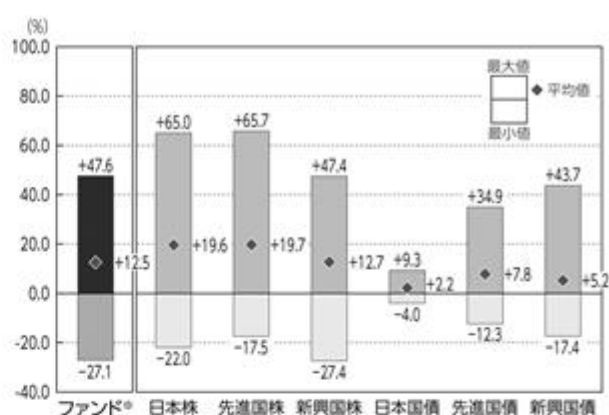
上記体制は平成30年4月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2013年5月~2018年4月(2013年5月~2017年2月は対象インデックスのデータ)

代表的な資産クラス:2013年5月~2018年4月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率がない期間については、連動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。

*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*ファンドの対象インデックスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)です。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*ファンドの年間騰落率がない期間については、ファンドの年間騰落率に代えて対象インデックスの年間騰落率を用いて算出・表示していますので、ファンドの実績ではありません。

*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。

●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.3672%（税抜0.34%）以内

平成30年7月12日現在は、年率0.3672%（税抜0.34%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.16%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.16%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。また、販売会社によっては非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「愛称：つみたてNISA（つみたてニーサ）」の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAまたはつみたてNISA（いずれかの選択）、およびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は、平成30年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、そ

の下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成30年4月27日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	4,466,511,491	99.99
内 日本	4,466,511,491	99.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	269,384	0.01
純資産総額	4,466,780,875	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成30年4月27日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	59,546,145,041	92.25
内 ケイマン諸島	9,411,766,518	14.58
内 韓国	9,262,342,566	14.35
内 台湾	6,639,872,241	10.29
内 中国	5,971,244,698	9.25
内 インド	5,133,701,921	7.95
内 ブラジル	4,414,531,775	6.84
内 南アフリカ	3,907,975,116	6.05
内 ロシア	2,019,483,505	3.13
内 香港	1,982,041,724	3.07
内 マレーシア	1,518,425,496	2.35
内 タイ	1,470,688,862	2.28
内 メキシコ	1,456,394,086	2.26
内 インドネシア	1,161,116,750	1.80
内 チリ	757,491,911	1.17
内 ポーランド	740,331,443	1.15
内 フィリピン	590,318,687	0.91
内 パミュータ	535,296,518	0.83
内 トルコ	525,614,216	0.81
内 アラブ首長国連邦	402,749,319	0.62
内 カタール	383,546,596	0.59
内 コロンビア	270,795,741	0.42
内 アメリカ	237,345,442	0.37
内 ギリシャ	209,048,833	0.32
内 ハンガリー	186,215,286	0.29
内 チェコ	125,230,202	0.19
内 エジプト	69,124,290	0.11
内 マン島	50,738,496	0.08
内 パキスタン	45,641,311	0.07
内 ペルー	33,077,500	0.05
内 ルクセンブルグ	15,543,310	0.02
内 マルタ	13,820,029	0.02
内 オランダ	4,630,653	0.01
投資信託受益証券	304,660,028	0.47
内 メキシコ	304,660,028	0.47
投資証券	126,448,552	0.20
内 メキシコ	65,258,565	0.10
内 南アフリカ	46,232,161	0.07
内 トルコ	14,957,826	0.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,572,398,810	7.08
純資産総額	64,549,652,431	100.00

その他資産の投資状況

平成30年4月27日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	100,455,890	0.16
-	100,455,890	0.16
為替予約取引(売建)	787,956,000	1.22
-	787,956,000	1.22
株価指数先物取引(買建)	4,586,207,890	7.10
内 アメリカ	4,586,207,890	7.10

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成30年4月27日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	エマージング株式パッシブ・ マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券	3,634,856,357	1.2387 4,502,705,982	1.2288 4,466,511,491	- -	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成30年4月27日現在

種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成30年4月27日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 インターネット ソフトウェア・サービス	576,800	5,538.90 3,194,841,387	5,327.86 3,073,114,262	- -	4.76%
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 コンピュータ・周辺機器	9,852	254,734.95 2,509,648,770	265,392.59 2,614,647,895	- -	4.05%
3	ALIBABA GROUP HOLDING LTD- ADR ケイマン諸島	株式 インターネット ソフトウェア・サービス	117,380	19,542.78 2,293,932,338	19,015.96 2,232,093,971	- -	3.46%
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾	株式 半導体・半導 体製造装置	2,501,083	874.54 2,187,300,471	816.95 2,043,284,767	- -	3.17%
5	NASPERS LTD 南アフリカ	株式 メディア	44,143	26,552.82 1,172,121,535	26,415.89 1,166,077,073	- -	1.81%
6	CHINA CONSTRUCTION BANK 中国	株式 銀行	8,613,530	110.08 948,246,352	111.93 964,183,043	- -	1.49%

7	BAIDU INC -SPON ADR ケイマン諸島	株式 インターネット ソフトウェア・サービス	27,600	25,757.99 710,920,670	26,100.75 720,380,741	- -	1.12%
8	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	7,577,235	91.97 696,896,826	94.09 712,979,927	- -	1.10%
9	CHINA MOBILE LIMITED 香港	株式 無線通信サー ビス	614,000	1,012.38 621,604,650	1,005.07 617,115,436	- -	0.96%
10	PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国	株式 保険	534,500	1,130.15 604,069,690	1,094.98 585,270,551	- -	0.91%
11	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・半導 体製造装置	60,099	8,435.64 506,973,962	8,805.69 529,213,764	- -	0.82%
12	ITAU UNIBANCO HOLDING SA ブラジル	株式 銀行	321,998	1,588.39 511,461,325	1,621.78 522,212,492	- -	0.81%
13	VALE SA ブラジル	株式 金属・鉱業	321,221	1,445.54 464,339,229	1,530.64 491,674,032	- -	0.76%
14	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 電子装置・機 器・部品	1,611,532	317.94 512,371,128	296.60 477,993,283	- -	0.74%
15	BANK OF CHINA LTD 中国	株式 銀行	8,212,200	57.46 471,909,593	58.12 477,373,543	- -	0.74%
16	RELIANCE INDUSTRIES LTD インド	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	292,811	1,557.09 455,935,372	1,609.32 471,228,794	- -	0.73%
17	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP インド	株式 貯蓄・抵当・ 不動産金融	150,810	3,114.77 469,739,380	3,053.24 460,459,501	- -	0.71%
18	SBERBANK ADR ロシア	株式 銀行	280,870	1,553.52 436,339,691	1,594.86 447,951,066	- -	0.69%
19	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD 韓国	株式 コンピュー タ・周辺機器	1,800	206,601.97 371,883,554	214,696.20 386,453,160	- -	0.60%
20	BANCO BRADESCO SA PREF ブラジル	株式 銀行	332,425	1,059.55 352,222,076	1,091.56 362,863,129	- -	0.56%
21	AMBEV SA ブラジル	株式 飲料	490,295	726.80 356,347,444	732.63 359,206,443	- -	0.56%
22	AMERICA MOVIL SAB DE CV メキシコ	株式 無線通信サー ビス	3,324,278	103.55 344,255,817	101.84 338,577,714	- -	0.52%
23	INFOSYS LTD インド	株式 情報技術サー ビス	172,537	1,860.56 321,015,880	1,941.14 334,918,903	- -	0.52%
24	LUKOIL SPON ADR ロシア	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	44,852	6,951.26 311,778,149	7,112.12 318,992,985	- -	0.49%

25	CNOOC LTD 香港	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	1,761,000	174.24 306,839,510	178.98 315,200,685	- -	0.49%
26	GAZPROM PAO ADR ロシア	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	559,050	497.80 278,297,846	498.63 278,762,455	- -	0.43%
27	PETROLEO BRASILEIRO SA ブラジル	株式 石油・ガス・ 消耗燃料	385,012	663.26 255,363,913	711.26 273,843,981	- -	0.42%
28	POSCO 韓国	株式 金属・鉱業	7,262	33,958.90 246,609,563	36,495.29 265,028,868	- -	0.41%
29	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD インド	株式 情報技術サー ビス	44,975	5,242.54 235,783,253	5,839.76 262,643,318	- -	0.41%
30	JD.COM INC ADR ケイマン諸島	株式 インターネッ ト販売・通信 販売	64,400	4,391.93 282,840,578	3,991.27 257,038,110	- -	0.40%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成30年4月27日現在

種類	投資比率
株式	92.25%
投資信託受益証券	0.47%
投資証券	0.20%
合計	92.92%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

平成30年4月27日現在

業種	国内/外国	投資比率
銀行	外国	15.65%
インターネットソフトウェア・サービス		10.63%
石油・ガス・消耗燃料		6.78%
コンピュータ・周辺機器		5.47%
半導体・半導体製造装置		5.10%
保険		3.23%
金属・鉱業		3.21%
無線通信サービス		2.97%
不動産管理・開発		2.28%
化学		2.24%
メディア		2.18%
電子装置・機器・部品		2.15%
自動車		2.13%
食品・生活必需品小売り		1.63%
情報技術サービス		1.59%
食品		1.55%
コングロマリット		1.54%
各種電気通信サービス		1.32%
医薬品		1.31%
各種金融サービス		1.15%
資本市場		1.10%
電力		1.04%
飲料		0.97%
貯蓄・抵当・不動産金融		0.88%
運送インフラ		0.86%
建設資材		0.82%
インターネット販売・通信販売		0.76%
パーソナル用品		0.76%
機械		0.71%
建設・土木		0.68%
ホテル・レストラン・レジャー		0.62%
自動車部品		0.59%
複合小売り		0.59%
繊維・アパレル・贅沢品		0.55%
バイオテクノロジー		0.52%
各種消費者サービス		0.51%
タバコ		0.50%
ガス		0.50%
紙製品・林産品		0.48%
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス		0.48%
独立系発電事業者・エネルギー販売業者		0.43%
専門小売り		0.40%
家庭用品		0.38%
家庭用耐久財		0.35%
旅客航空輸送業		0.30%
エクイティ不動産投資信託（REITs）		0.27%
ソフトウェア		0.25%

陸運・鉄道	0.22%
消費者金融	0.22%
水道	0.20%
航空宇宙・防衛	0.17%
電気設備	0.17%
ライフサイエンス・ツール/サービス	0.14%
商業サービス・用品	0.10%
エネルギー設備・サービス	0.09%
海運業	0.07%
総合公益事業	0.07%
容器・包装	0.06%
ヘルスケア機器・用品	0.06%
通信機器	0.06%
航空貨物・物流サービス	0.06%
販売	0.05%
建設関連製品	0.04%
商社・流通業	0.04%
ヘルスケア・テクノロジー	0.03%
レジャー用品	0.03%
合計	92.25%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成30年4月27日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
為替予約取引	-	アメリカ・ドル買/円 売2018年05月	買建	919,000	100,465,080	100,455,890	0.16%
		アメリカ・ドル売/円 買2018年05月	売建	4,500,000	491,850,000	491,940,000	0.76%
		南アフリカ・ランド 売/円買2018年0 5月	売建	33,600,000	295,108,800	296,016,000	0.46%
株価指数先物 取引	ICE-US	MINI MSCI EMG MKT Jun 18	買建	727	4,655,303,968	4,586,207,890	7.10%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(平成30年4月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成28年10月12日)	591	591	1.0391	1.0391
第2計算期間末 (平成29年10月12日)	3,125	3,125	1.4164	1.4164
平成29年4月末日	1,278	-	1.2126	-
5月末日	1,530	-	1.2499	-
6月末日	1,861	-	1.2684	-
7月末日	2,362	-	1.3173	-
8月末日	2,657	-	1.3506	-
9月末日	2,920	-	1.3625	-
10月末日	3,512	-	1.4209	-
11月末日	3,721	-	1.4387	-
12月末日	3,968	-	1.4713	-
平成30年1月末日	4,440	-	1.5293	-
2月末日	4,303	-	1.4635	-
3月末日	4,258	-	1.4060	-
4月末日	4,466	-	1.4160	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
平成29年10月13日～ 平成30年4月12日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	3.9
第2計算期間	36.3
平成29年10月13日～ 平成30年4月12日	0.3

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円(1万口当たり)を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	697,413,263	127,969,456
第2計算期間	2,131,386,014	494,488,689
平成29年10月13日～ 平成30年4月12日	1,673,176,702	830,206,578

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<< 参考情報 >>

データの基準日:2018年4月27日

基準価額・純資産の推移

(2016年3月14日～2018年4月27日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2016年3月14日)
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配の推移(税引前)

第1期 (2016.10.12)	0円
第2期 (2017.10.12)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率
1	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	99.99%

■エマージング株式パッシブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	92.25
内 ケイマン諸島	14.58
内 韓国	14.35
内 台湾	10.29
内 中国	9.25
内 インド	7.95
内 その他	35.83
投資信託受益証券	0.47
内 メキシコ	0.47
投資証券	0.20
内 メキシコ	0.10
内 南アフリカ	0.07
内 トルコ	0.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7.08
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インターネットソフトウェアサービス	4.76%
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	4.05%
3	ALIBABA GROUP HOLDING LTD ADR	株式	ケイマン諸島	インターネットソフトウェアサービス	3.46%
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	3.17%
5	NASPERS LTD	株式	南アフリカ	メディア	1.81%
6	CHINA CONSTRUCTION BANK	株式	中国	銀行	1.49%
7	BAIDU INC - SPON ADR	株式	ケイマン諸島	インターネットソフトウェアサービス	1.12%
8	IND & COMM BK OF CHINA - H	株式	中国	銀行	1.10%
9	CHINA MOBILE LIMITED	株式	香港	無線通信サービス	0.96%
10	PING AN INSURANCE GROUP COH	株式	中国	保険	0.91%

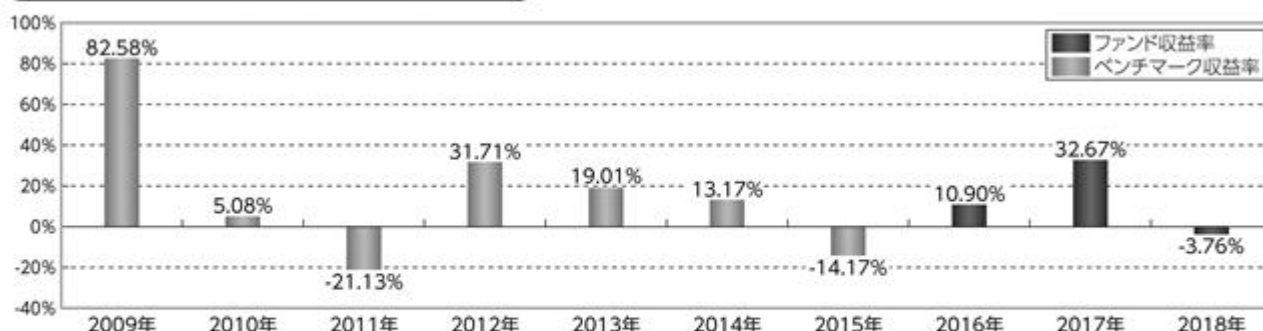
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	7.10

株式組入上位5業種

順位	業種	比率
1	銀行	15.65%
2	インターネットソフトウェアサービス	10.63%
3	石油・ガス・消耗燃料	6.78%
4	コンピュータ・周辺機器	5.47%
5	半導体・半導体製造装置	5.10%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2016年は設定日から年末までの収益率、および2018年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※2015年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)」です。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行または韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120 - 104 - 694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・ お申込手数料
ありません。

・ お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

・ 払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行っ

た当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成28年3月14日から原則として無期限です。

ただし、下記「(5)その他 イ．償還規定」の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ.償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ.償還規定c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ．信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがい約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

八．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

（URL <http://www.am-one.co.jp/>）

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ．運用報告書

- ・委託会社は、毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（URL <http://www.am-one.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、平成28年3月14日から平成28年10月12日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成28年10月13日から平成29年10月12日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【たわらノーロード 新興国株式】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 平成28年10月12日現在	第2期 平成29年10月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,949,964	40,635,130
親投資信託受益証券	591,689,572	3,124,833,964
流動資産合計	594,639,536	3,165,469,094
資産合計	594,639,536	3,165,469,094
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,698,367	34,837,628
未払受託者報酬	19,308	446,432
未払委託者報酬	219,687	5,078,514
その他未払費用	1,915	44,550
流動負債合計	2,939,277	40,407,124
負債合計	2,939,277	40,407,124
純資産の部		
元本等		
元本	1,569,443,807	1,220,634,132
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	22,256,452	918,720,838
(分配準備積立金)	32,448,474	442,545,699
元本等合計	591,700,259	3,125,061,970
純資産合計	591,700,259	3,125,061,970
負債純資産合計	594,639,536	3,165,469,094

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期		第2期	
	自	平成28年3月14日 至 平成28年10月12日	自	平成28年10月13日 至 平成29年10月12日
営業収益				
受取利息		-		3
有価証券売買等損益		30,851,572		480,830,392
営業収益合計		30,851,572		480,830,395
営業費用				
支払利息		1,057		5,572
受託者報酬		81,846		627,691
委託者報酬		931,677		7,140,883
その他費用		8,095		62,591
営業費用合計		1,022,675		7,836,737
営業利益又は営業損失()		29,828,897		472,993,658
経常利益又は経常損失()		29,828,897		472,993,658
当期純利益又は当期純損失()		29,828,897		472,993,658
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		2,619,577		50,671,223
期首剰余金又は期首欠損金()		-		22,256,452
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,099,818		535,426,037
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,099,818		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		535,426,037
剰余金減少額又は欠損金増加額		13,291,840		61,284,086
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		61,284,086
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		13,291,840		-
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金()		22,256,452		918,720,838

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 平成28年10月12日現在	第2期 平成29年10月12日現在
1 . 1 期首元本額	1,000,000円	569,443,807円
期中追加設定元本額	696,413,263円	2,131,386,014円
期中一部解約元本額	127,969,456円	494,488,689円
2 . 受益権の総数	569,443,807口	2,206,341,132口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 平成28年3月14日 至 平成28年10月12日	第2期 自 平成28年10月13日 至 平成29年10月12日
1 . 1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,035,759円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(26,412,715円)、信託約款に規定される収益調整金(1,172,682円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は33,621,156円(1万口当たり590.42円)ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(35,850,244円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(386,472,191円)、信託約款に規定される収益調整金(476,175,139円)及び分配準備積立金(20,223,264円)より分配対象収益は918,720,838円(1万口当たり4,164円)ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成28年3月14日 至 平成28年10月12日	第2期 自 平成28年10月13日 至 平成29年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成28年10月12日現在	第2期 平成29年10月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 平成28年10月12日現在	第2期 平成29年10月12日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	31,084,742	476,453,856
合計	31,084,742	476,453,856

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期 平成28年10月12日現在	第2期 平成29年10月12日現在
1口当たり純資産額	1.0391円	1.4164円
(1万口当たり純資産額)	(10,391円)	(14,164円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

平成29年10月12日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	エマージング株式パッシブ・マザーファン ド	2,545,896,989	3,124,833,964	
親投資信託受益証券	合計	2,545,896,989	3,124,833,964	
合計		2,545,896,989	3,124,833,964	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科 目	注記 番号	平成28年10月12日現在	平成29年10月12日現在
資産の部			
流動資産			
預金		1,065,962,937	4,636,774,438
コール・ローン		34,538,081	384,445,872
株式		35,920,091,690	56,116,574,203
投資信託受益証券		260,189,850	333,140,623
投資証券		98,681,275	123,998,335
派生商品評価勘定		15,045,065	90,629,467
未収入金		880,097	1,717,251
未収配当金		46,814,137	43,353,024
差入委託証拠金		311,085,929	953,904,110
流動資産合計		37,753,289,061	62,684,537,323
資産合計		37,753,289,061	62,684,537,323
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		699,052	1,590,811
未払金		792,710	3,251,499,722
未払解約金		436,732,000	358,385,000
流動負債合計		438,223,762	3,611,475,533
負債合計		438,223,762	3,611,475,533
純資産の部			
元本等			
元本	1	41,601,299,999	48,129,540,802
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	2	4,286,234,700	10,943,520,988
元本等合計		37,315,065,299	59,073,061,790
純資産合計		37,315,065,299	59,073,061,790
負債純資産合計		37,753,289,061	62,684,537,323

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成28年10月12日現在	平成29年10月12日現在
1 . 1 本報告書における開示対象ファ ンドの期首における当該親投資 信託の元本額	44,034,949,231円	41,601,299,999円
同期中追加設定元本額	9,162,648,122円	25,159,751,529円
同期中一部解約元本額	11,596,297,354円	18,631,510,726円
元本の内訳		
ファンド名		
D I A M新興国株式インデック スファンド< D C 年金 >	1,460,950,989円	2,533,793,262円
D I A M新興国株式インデック スファンド< 為替ヘッジなし > (ファンドラップ)	116,851,142円	204,360,039円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	6,895,928円	6,887,807円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	20,266,691円	19,443,902円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	29,076,623円	22,799,425円
グローバル8資産ラップファン ド(安定型)	16,465,885円	17,399,331円
グローバル8資産ラップファン ド(中立型)	17,826,533円	20,095,548円
グローバル8資産ラップファン ド(積極型)	14,181,088円	15,397,583円
たわらノーロード 新興国株式	659,631,630円	2,545,896,989円
たわらノーロード 新興国株式 <ラップ向け>	81,047,957円	751,469,487円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	- 円	11,493,669円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	539,443,143円	446,953,152円
D I A M D C 8資産バラン スファンド(新興国10)	38,882,124円	41,983,489円
D I A M D C 8資産バラン スファンド(新興国20)	104,443,992円	130,814,607円
D I A M D C 8資産バラン スファンド(新興国30)	226,045,440円	276,648,048円
投資のソムリエ	1,547,904,861円	4,408,438,749円
クルーズコントロール	1,491,958,601円	1,461,599,838円
投資のソムリエ< D C 年金 >	42,390,510円	241,913,905円
D I A M 8資産バランスマ ンドN< D C 年金 >	125,353,913円	154,446,565円
クルーズコントロール< D C 年 金 >	476,753円	487,557円
D I A Mコア資産設計ファンド (堅実型)	24,199,715円	16,062,214円
D I A Mコア資産設計ファンド (積極型)	60,932,800円	50,216,666円
投資のソムリエ< D C 年金 >リ スク抑制型	10,554,863円	65,363,772円

	ダイナミック・ナビゲーション リスク抑制世界8資産バランス ファンド	1,866,081円 - 円	1,673,502円 834,286,491円
	ワールドアセットバランス(基 本コース)	- 円	1,496,560,495円
	ワールドアセットバランス(リ スク抑制コース)	- 円	4,750,542,159円
	投資のソムリエ(ターゲット・ イヤー2045)	- 円	667,986円
	投資のソムリエ(ターゲット・ イヤー2055)	- 円	667,986円
	リスク抑制世界8資産バランス ファンド(DC)	- 円	253,702円
	エマージング株式パッシブファ ンドVA(適格機関投資家専 用)	7,078,939,545円	5,261,664,672円
	新興国株式パッシブ私募ファン ド(適格機関投資家限定)	189,946,132円	- 円
	エマージング株式パッシブファ ンド(適格機関投資家限定)	2,193,601,345円	2,639,978,774円
	DIAM世界アセットバランス ファンド2VA(適格機関投資 家限定)	15,625,917,469円	11,978,525,624円
	DIAM世界アセットバランス ファンド3VA(適格機関投資 家限定)	9,875,248,246円	7,720,753,807円
	計	41,601,299,999円	48,129,540,802円
2 .	受益権の総数	41,601,299,999口	48,129,540,802口
3 .	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は4,286,234,700円でありま す。	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年3月14日 至 平成28年10月12日	自 平成28年10月13日 至 平成29年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成28年10月12日現在	平成29年10月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成28年10月12日現在	平成29年10月12日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	2,165,428,920	6,938,738,614
投資信託受益証券	40,503,003	250,881
投資証券	10,040,595	785,878
合計	2,195,891,328	6,939,775,373

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成28年4月19日から平成28年10月12日まで及び平成29年4月19日から平成29年10月12日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	平成28年10月12日 現在				平成29年10月12日 現在			
	契約額等	うち 1年超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年超	時価	評価損益
	(円)		(円)	(円)	(円)		(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	436,525,600	-	435,246,000	1,279,600	673,335,817	-	674,057,349	721,532
アメリカ・ドル	436,525,600	-	435,246,000	1,279,600	673,335,817	-	674,057,349	721,532
買 建	-	-	-	-	695,259,082	-	697,541,604	2,282,522
アメリカ・ドル	-	-	-	-	21,923,265	-	21,921,900	1,365
インドネシア・ルピア	-	-	-	-	70,505,722	-	71,190,000	684,278
コロンビア・ペソ	-	-	-	-	12,523,196	-	12,501,250	21,946
タイ・バーツ	-	-	-	-	63,541,367	-	63,647,250	105,883
ブラジル・リアル	-	-	-	-	261,381,708	-	260,543,564	838,144
マレーシア・リンギット	-	-	-	-	63,319,464	-	63,311,640	7,824
南アフリカ・ランド	-	-	-	-	202,064,360	-	204,426,000	2,361,640
合計	436,525,600	-	435,246,000	1,279,600	1,368,594,899	-	1,371,598,953	1,560,990

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。
 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	平成28年10月12日 現在				平成29年10月12日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
先物取引								
買 建	991,418,685	-	1,004,485,098	13,066,413	2,399,916,896	-	2,487,394,562	87,477,666
合計	991,418,685	-	1,004,485,098	13,066,413	2,399,916,896	-	2,487,394,562	87,477,666

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成28年10月12日現在	平成29年10月12日現在
1口当たり純資産額	0.8970円	1.2274円
(1万口当たり純資産額)	(8,970円)	(12,274円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

平成29年10月12日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CTRIIP.COM INTERNATIONAL LTD ADR	38,200	54.310	2,074,642.000	
	CIA DE MINAS BUENAVENTURA SA ADR	21,000	13.710	287,910.000	
	SURGUTNEFTEGAZ SP ADR PREF	81,000	5.070	410,670.000	
	CREDICORP LTD	6,449	203.580	1,312,887.420	
	SINA CORP	5,600	113.930	638,008.000	
	MOBILE TELESYSTEMS PJSC ADR	49,625	10.810	536,446.250	
	NETEASE INC-ADR	7,600	268.800	2,042,880.000	
	SOUTHERN COPPER CORP	7,680	41.730	320,486.400	
	LUKOIL SPON ADR	42,600	52.550	2,238,630.000	
	GAZPROM PAO ADR	533,700	4.305	2,297,578.500	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BANK SP GDR	112,727	4.400	495,998.800	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRADE	96,280	1.591	153,181.480	
	EFG-HERMES HOLDINGS GDR	26,843	2.265	60,799.390	
	SURGUTNEFTEGAZ ADR	76,317	5.110	389,979.870	
	SISTEMA PJSC GDR	15,837	4.765	75,463.300	
	NOVATEK PJSC GDR	9,400	120.400	1,131,760.000	
	BAIDU INC -SPON ADR	26,600	260.320	6,924,512.000	
	NOVOLIPETSK STEEL GDR	14,700	23.300	342,510.000	
	MMC NORILSK NICKEL ADR	65,300	17.580	1,147,974.000	
	ROSTELECOM SPON ADR	22,558	7.100	160,161.800	
	ROSNEFT OIL CO GDR	125,900	5.540	697,486.000	
	NEW ORIENTAL EDUCATION & TECH	13,100	91.340	1,196,554.000	
	SEVERSTAL GDR	20,607	15.680	323,117.760	
	TATNEFT ADR	25,100	44.090	1,106,659.000	
	VTB BANK OJSC GDR	272,000	2.132	579,904.000	
	DP WORLD LTD	15,640	22.200	347,208.000	
	MAGNIT PJSC GDR	31,500	39.450	1,242,675.000	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD ADR	37,700	8.150	307,255.000	
	RUSHYDRO PJSC ADR	128,960	1.455	187,636.800	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	27,200	34.790	946,288.000	
	SBERBANK ADR	266,500	14.485	3,860,252.500	
	PHOSAGRO PJSC GDR	16,500	14.250	235,125.000	
YY INC-ADR	4,000	90.180	360,720.000		
58.COM INC ADR	8,900	65.320	581,348.000		
AUTOHOME INC ADR	5,100	61.820	315,282.000		

	WEIBO CORP ADR	4,600	99.700	458,620.000	
	JD.COM INC ADR	63,700	39.620	2,523,794.000	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR	110,280	184.690	20,367,613.200	
	MOMO INC SPON ADR	9,800	32.780	321,244.000	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	37,400	42.390	1,585,386.000	
アメリカ・ドル 小計		2,484,503		60,586,647.470 (6,812,968,509)	
アラブ首長国連邦・ディルハム	DUBAI ISLAMIC BANK PJSC	126,000	6.210	782,460.000	
	EMIRATES TELECOMMUNICATIONS GROUP CO PJSC	170,000	18.000	3,060,000.000	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK PJSC	197,247	7.320	1,443,848.040	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	129,990	10.500	1,364,895.000	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	347,000	8.700	3,018,900.000	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	330,000	2.400	792,000.000	
	EMAAR MALLS PJSC	178,166	2.270	404,436.820	
	DXB ENTERTAINMENTS PJSC	272,783	0.765	208,678.990	
	DAMAC PROPERTIES DUBAI CO PJSC	190,235	3.890	740,014.150	
アラブ首長国連邦・ディルハム 小計		1,941,421		11,815,233.000 (362,373,196)	
インド・ルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	251,940	840.150	211,667,391.000	
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	73,890	489.350	36,158,071.500	
	ASIAN PAINTS LTD	26,800	1,160.600	31,104,080.000	
	EICHER MOTORS LTD	1,300	31,243.250	40,616,225.000	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	32,060	1,149.900	36,865,794.000	
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	36,550	1,319.450	48,225,897.500	
	SHREE CEMENT LTD	830	18,506.100	15,360,063.000	
	ICICI BANK LTD	230,800	267.600	61,762,080.000	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP LTD	56,690	455.000	25,793,950.000	
	STATE BANK OF INDIA LTD	168,210	251.750	42,346,867.500	
	CONTAINER CORP OF INDIA LTD	3,657	1,308.900	4,786,647.300	
	LIC HOUSING FINANCE LTD	28,660	637.500	18,270,750.000	
	TATA STEEL LTD	29,170	682.300	19,902,691.000	
	TATA MOTORS LTD	156,000	415.500	64,818,000.000	
	JSW STEEL LTD	78,900	256.450	20,233,905.000	
	TATA POWER CO LTD	114,770	81.000	9,296,370.000	
	NESTLE INDIA LTD	2,310	7,288.800	16,837,128.000	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS LTD	73,648	85.000	6,260,080.000	
	GAIL INDIA LTD	49,700	444.400	22,086,680.000	
	VEDANTA LTD	107,239	313.400	33,608,702.600	
AXIS BANK LTD	162,910	515.750	84,020,832.500		

TITAN COMPANY LTD	29,500	610.600	18,012,700.000	
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	123,780	169.150	20,937,387.000	
LUPIN LTD	21,100	1,046.050	22,071,655.000	
ACC LTD	5,800	1,715.450	9,949,610.000	
BAJAJ FINANCE LTD	15,400	1,923.550	29,622,670.000	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP	146,350	1,750.750	256,222,262.500	
ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISES LTD	52,260	514.500	26,887,770.000	
INFOSYS LTD	178,540	930.700	166,167,178.000	
WIPRO LTD	113,500	290.650	32,988,775.000	
INDIAN OIL CORP LTD	56,340	418.100	23,555,754.000	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	63,100	1,218.050	76,858,955.000	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE LTD	9,000	1,076.600	9,689,400.000	
HCL TECHNOLOGIES LTD	55,800	908.950	50,719,410.000	
DABUR INDIA LTD	52,800	317.750	16,777,200.000	
HERO MOTOCORP LTD	4,790	3,689.550	17,672,944.500	
DR REDDYS LABORATORIES LTD	10,700	2,372.150	25,382,005.000	
BHARTI AIRTEL LTD	117,270	403.550	47,324,308.500	
UNITED SPIRITS LTD	5,444	2,402.100	13,077,032.400	
SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	94,250	526.050	49,580,212.500	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	10,280	7,825.150	80,442,542.000	
GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	11,618	600.700	6,978,932.600	
AUROBINDO PHARMA LTD	25,500	732.100	18,668,550.000	
HAVELLS INDIA LTD	24,800	527.450	13,080,760.000	
MOTHERSON SUMI SYSTEMS LTD	62,550	352.050	22,020,727.500	
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE CO LTD	14,810	1,099.700	16,286,557.000	
CIPLA LTD/INDIA	33,400	586.150	19,577,410.000	
LARSEN & TOUBRO LTD	46,520	1,133.850	52,746,702.000	
ULTRATECH CEMENT LTD	8,610	3,951.200	34,019,832.000	
ASHOK LEYLAND LTD	113,820	124.550	14,176,281.000	
BOSCH LTD	730	21,148.100	15,438,113.000	
TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	44,610	2,500.350	111,540,613.500	
NTPC LTD	155,200	174.850	27,136,720.000	
PIRAMAL ENTERPRISES LTD	7,680	2,743.450	21,069,696.000	
YES BANK LTD	164,460	363.000	59,698,980.000	
AMBUJA CEMENTS LTD	59,360	274.000	16,264,640.000	
BHARAT FORGE LTD	17,572	639.300	11,233,779.600	
HINDALCO INDUSTRIES LTD	109,900	249.500	27,420,050.000	
ITC LTD	330,700	265.400	87,767,780.000	
UNITED PHOSPHORUS LTD	33,000	813.200	26,835,600.000	

	SIEMENS INDIA LTD	6,219	1,239.600	7,709,072.400	
	GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	22,600	979.700	22,141,220.000	
	TECH MAHINDRA LTD	43,655	467.250	20,397,798.750	
	CAIRN INDIA LTD	37,231	285.350	10,623,865.850	
	IDEA CELLULAR LTD	133,167	73.200	9,747,824.400	
	MARICO LTD	45,380	314.050	14,251,589.000	
	POWER FINANCE CORP LTD	65,910	121.200	7,988,292.000	
	ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	68,449	396.950	27,170,830.550	
	RURAL ELECTRIFICATION CORP LTD	59,932	151.550	9,082,694.600	
	BAJAJ FINSERV LTD	3,720	5,301.200	19,720,464.000	
	BAJAJ AUTO LTD	8,000	3,143.900	25,151,200.000	
	COAL INDIA LTD	64,200	282.950	18,165,390.000	
	TATA MOTORS LTD	31,568	235.600	7,437,420.800	
	MAHINDRA & MAHINDRA FINANCIAL SERVICES LTD	23,715	417.250	9,895,083.750	
	BHARTI INFRA TEL LTD	54,580	410.500	22,405,090.000	
	INDIABULLS HOUSING FINANCE LTD	31,030	1,260.400	39,110,212.000	
	CADILA HEALTHCARE LTD	18,146	491.250	8,914,222.500	
	IDFC BANK LTD	114,421	57.950	6,630,696.950	
	インド・ルピー 小計	4,948,801		2,732,466,669.050 (4,754,492,004)	
インドネシア・ルピア	AKR CORPORINDO TBK PT	150,400	7,250.000	1,090,400,000.000	
	UNITED TRACTORS TBK PT	157,801	34,250.000	5,404,684,250.000	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	432,000	8,375.000	3,618,000,000.000	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	142,600	48,875.000	6,969,575,000.000	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,977,600	8,025.000	15,870,240,000.000	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	4,913,700	4,400.000	21,620,280,000.000	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA TBK PT	753,200	2,980.000	2,244,536,000.000	
	GUDANG GARAM TBK PT	48,100	66,000.000	3,174,600,000.000	
	HANJAYA MANDALA SAMPOERNA TBK	926,100	3,820.000	3,537,702,000.000	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA TBK PT	185,100	19,275.000	3,567,802,500.000	
	SUMMARECON AGUNG TBK PT	870,500	1,035.000	900,967,500.000	
	BANK DANAMON INDONESIA TBK PT	290,416	5,475.000	1,590,027,600.000	
	BANK MANDIRI	1,816,500	6,725.000	12,215,962,500.000	
	MATAHARI DEPARTMENT STORE TBK	251,900	9,200.000	2,317,480,000.000	
	BANK RAKYAT INDONESIA	1,078,400	15,275.000	16,472,560,000.000	

	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	1,064,100	1,415.000	1,505,701,500.000	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	702,200	7,300.000	5,126,060,000.000	
	KALBE FARMA TBK PT	2,086,600	1,730.000	3,609,818,000.000	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	286,500	10,450.000	2,993,925,000.000	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	958,000	20,375.000	19,519,250,000.000	
	XL AXIATA TBK PT	290,700	3,460.000	1,005,822,000.000	
	LIPPO KARAWACI TBK PT	1,560,300	735.000	1,146,820,500.000	
	MEDIA NUSANTARA CITRA TBK PT	468,500	1,450.000	679,325,000.000	
	JASA MARGA PERSERO TBK PT	200,125	6,075.000	1,215,759,375.000	
	BUMI SERPONG DAMAI PT	851,700	1,770.000	1,507,509,000.000	
	ADARO ENERGY PT	1,434,500	1,880.000	2,696,860,000.000	
	PAKUWON JATI TBK	1,912,800	610.000	1,166,808,000.000	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	239,000	8,725.000	2,085,275,000.000	
	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE TBK PT	180,800	6,500.000	1,175,200,000.000	
	WASKITA KARYA PERSERO TBK PT	392,000	1,815.000	711,480,000.000	
	PT SURYA CITRA MEDIA TBK	511,300	2,150.000	1,099,295,000.000	
インドネシア・ルピア 小計		27,133,442		147,839,725,725.000 (1,241,853,696)	
カタール・リアル	QATAR INSURANCE CO SAQ	13,800	50.000	690,000.000	
	QATAR NATIONAL BANK	21,430	121.800	2,610,174.000	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR QSC	16,651	28.440	473,554.440	
	OOREDOO QSC	8,410	85.230	716,784.300	
	DOHA BANK QSC	11,963	28.090	336,040.670	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	2,406	180.000	433,080.000	
	INDUSTRIES QATAR QSC	15,250	97.900	1,492,975.000	
	QATAR ISLAMIC BANK SAQ	5,054	94.200	476,086.800	
	QATAR GAS TRANSPORT CO LTD	36,300	15.700	569,910.000	
	MASRAF AL RAYAN	37,100	36.250	1,344,875.000	
	BARWA REAL ESTATE CO	7,916	31.550	249,749.800	
	EZDAN HOLDING GROUP QSC	81,350	9.400	764,690.000	
カタール・リアル 小計		257,630		10,157,920.010 (307,175,501)	
コロンビア・ペソ	INTERCONEXION ELECTRICA SA ESP	46,600	13,680.000	637,488,000.000	
	ECOPETROL SA	413,049	1,415.000	584,464,335.000	
	GRUPO DE INVERSIONES SURAMERICANA SA-PREF	10,138	40,620.000	411,805,560.000	
	GRUPO AVAL ACCIONES Y VALORES SA-PREF	247,861	1,340.000	332,133,740.000	

	CEMENTOS ARGOS SA	54,300	11,880.000	645,084,000.000	
	GRUPO ARGOS SA	27,199	21,100.000	573,898,900.000	
	BANCOLOMBIA SA	17,700	32,000.000	566,400,000.000	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	45,900	32,920.000	1,511,028,000.000	
	GRUPO DE INVERSIONES SURAMERICANA SA	24,660	41,600.000	1,025,856,000.000	
コロンビア・ペソ	小計	887,407		6,288,158,535.000 (238,950,025)	
タイ・パーツ	BANGKOK BANK PCL	19,700	193.500	3,811,950.000	
	BEC WORLD PLC	86,200	17.100	1,474,020.000	
	BERLI JUCKER PCL NVDR	121,000	54.500	6,594,500.000	
	KRUNG THAI BANK PCL NVDR	348,000	19.100	6,646,800.000	
	ROBINSON PCL-NVDR	39,400	68.000	2,679,200.000	
	SIAM COMMERCIAL BANK PCL NVDR	172,000	150.500	25,886,000.000	
	TRUE CORP PCL NVDR	1,023,055	6.250	6,394,093.750	
	KASIKORNBANK PCL NVDR	57,000	217.000	12,369,000.000	
	TMB BANK PCL -NVDR	1,010,000	2.560	2,585,600.000	
	IRPC PCL NVDR	863,400	6.500	5,612,100.000	
	BANPU PCL PUBLIC CO LTD NVDR	169,100	17.900	3,026,890.000	
	ELECTRICITY GENERATING PCL NVDR	20,700	234.000	4,843,800.000	
	CHAROEN POKPHAND FOODS PCL	293,200	26.750	7,843,100.000	
	ADVANCED INFO SERVICE PCL	97,500	194.000	18,915,000.000	
	HOME PRODUCT CENTER PCL- NVDR	523,520	12.100	6,334,592.000	
	DELTA ELECTRONICS THAI PCL NVDR	44,200	86.750	3,834,350.000	
	PTT PCL	103,000	430.000	44,290,000.000	
	THAI UNION GROUP PCL- NVDR	164,100	19.000	3,117,900.000	
	SIAM CEMENT PCL NVDR	11,650	502.000	5,848,300.000	
	KCE ELECTRONICS PCL-NVDR	24,900	100.500	2,502,450.000	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL-NVDR	418,000	59.250	24,766,500.000	
	SIAM CEMENT PCL FOREIGN	26,500	502.000	13,303,000.000	
	KASIKORNBANK PCL - FOREIGN	105,700	220.000	23,254,000.000	
	CENTRAL PATTANA PCL NVDR	131,400	79.250	10,413,450.000	
	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICES NVDR	397,000	20.900	8,297,300.000	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL- NVDR	37,000	213.000	7,881,000.000	
	MINOR INTERNATIONAL PCL- NVDR	219,010	41.500	9,088,915.000	
	THAI OIL PCL NVDR	81,000	98.750	7,998,750.000	
	GLOW ENERGY PCL NVDR	54,000	90.000	4,860,000.000	

	CP ALL PCL NVDR	482,000	70.000	33,740,000.000	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL	544,800	8.550	4,658,040.000	
	PTT EXPLORATION & PRODUCTION PCL NVDR	136,045	91.750	12,482,128.750	
	INDORAMA VENTURES PCL NVDR	142,022	44.750	6,355,484.500	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL- NVDR	203,308	82.750	16,823,737.000	
	ENERGY ABSOLUTE PCL NVDR	93,000	40.500	3,766,500.000	
	BANGKOK EXPRESSWAY & METRO PCL NVDR	740,700	7.850	5,814,495.000	
タイ・パーツ 小計		9,003,110		368,112,946.000 (1,247,902,887)	
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	7,100	964.000	6,844,400.000	
	O2 CZECH REPUBLIC AS	5,677	268.100	1,522,003.700	
	CEZ	15,000	450.800	6,762,000.000	
	MONETA MONEY BANK AS	55,000	75.250	4,138,750.000	
チェコ・コルナ 小計		82,777		19,267,153.700 (99,225,841)	
チリ・ペソ	BANCO SANTANDER CHILE	6,514,000	48.630	316,775,820.000	
	BANCO DE CREDITO E INVERSIONES	3,600	41,769.000	150,368,400.000	
	BANCO DE CHILE	2,348,850	99.440	233,569,644.000	
	EMPRESAS CMPC SA	116,370	1,808.900	210,501,693.000	
	EMPRESAS COPEC SA	43,910	9,142.100	401,429,611.000	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	15,170	8,611.800	130,641,006.000	
	ENTEL CHILE SA	15,970	7,283.100	116,311,107.000	
	ENEL GENERACION CHILE SA	322,190	560.750	180,668,042.500	
	ENEL AMERICAS SA	2,717,380	134.360	365,107,176.800	
	COLBUN SA	955,000	155.880	148,865,400.000	
	AGUAS ANDINAS SA	224,116	407.920	91,421,398.720	
	EMBOTELLADORA ANDINA SA	27,270	3,062.900	83,525,283.000	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	27,396	8,694.000	238,180,824.000	
	SOCIEDAD QUIMICA Y MINERA DE CHILE SA	9,000	35,727.000	321,543,000.000	
	SACI FALABELLA	70,890	6,102.200	432,584,958.000	
	ITAU CORPBANCA	17,593,000	6.060	106,613,580.000	
	CENCOSUD SA	132,780	1,917.100	254,552,538.000	
	AES GENER SA	257,135	232.130	59,688,747.550	
ENEL CHILE SA	1,934,010	77.470	149,827,754.700		
チリ・ペソ 小計		33,328,037		3,992,175,984.270 (715,797,154)	
トルコ・リラ	AKBANK TAS	213,480	9.430	2,013,116.400	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE MALT SANAYII AS	21,520	20.700	445,464.000	
	ARCELIK	20,062	21.960	440,561.520	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	17,677	26.440	467,379.880	

	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIKALARI TAS	128,570	8.080	1,038,845.600	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	5,584	47.600	265,798.400	
	KOC HOLDING AS	70,650	16.120	1,138,878.000	
	PETKIM PETROKIMYA HOLDING	80,700	6.250	504,375.000	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	105,585	4.090	431,842.650	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKASI AS	10,370	30.420	315,455.400	
	TURK HAVA YOLLARI	71,400	8.850	631,890.000	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	93,210	13.180	1,228,507.800	
	TURKIYE GARANTI BANKASI AS	224,730	9.900	2,224,827.000	
	TURKIYE IS BANKASI	166,000	6.810	1,130,460.000	
	TUPRAS TURKIYE PETROL RAFINE	12,180	122.500	1,492,050.000	
	ULKER BISKUVI SANAYI AS	13,121	19.650	257,827.650	
	YAPI VE KREDI BANKASI AS	73,599	4.250	312,795.750	
	HACI OMER SABANCI HOLDING AS	93,430	10.020	936,168.600	
	COCA-COLA ICECEK AS	6,451	36.320	234,300.320	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	20,710	74.400	1,540,824.000	
	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI TAO	63,608	6.150	391,189.200	
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	13,735	17.410	239,126.350	
	TURKIYE HALK BANKASI AS	61,970	11.770	729,386.900	
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	56,200	6.620	372,044.000	
トルコ・リラ 小計		1,644,542		18,783,114.420 (578,895,586)	
ハンガリー・フォ リント	RICHTER GEDEON NYRT	13,930	6,670.000	92,913,100.000	
	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NYRT	35,200	3,020.000	106,304,000.000	
	OTP BANK NYRT	23,000	10,540.000	242,420,000.000	
ハンガリー・フォリント 小計		72,130		441,637,100.000 (190,478,080)	
パキスタン・ル ピー	ENGRO CORP LTD	23,000	282.980	6,508,540.000	
	LUCKY CEMENT LTD	9,900	507.210	5,021,379.000	
	MCB BANK LTD	39,000	209.390	8,166,210.000	
	OIL & GAS DEVELOPMENT CO LTD	42,300	144.550	6,114,465.000	
	UNITED BANK LTD	51,400	190.780	9,806,092.000	
	HABIB BANK LTD	54,400	167.830	9,129,952.000	
パキスタン・ルピー 小計		220,000		44,746,638.000 (48,326,368)	

フィリピン・ペソ	AYALA LAND INC	694,400	42.500	29,512,000.000	
	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	210,370	75.500	15,882,935.000	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAND	77,686	101.600	7,892,897.600	
	AYALA CORP	24,913	1,052.000	26,208,476.000	
	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	340,600	16.680	5,681,208.000	
	DMCI HOLDINGS INC	351,850	16.300	5,735,155.000	
	GLOBE TELECOM INC	2,785	2,118.000	5,898,630.000	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERM SERVICES INC	40,680	104.400	4,246,992.000	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	271,380	77.700	21,086,226.000	
	JOLLIBEE FOODS CORP	44,130	244.000	10,767,720.000	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	65,551	86.500	5,670,161.500	
	BDO UNIBANK INC	191,913	139.900	26,848,628.700	
	MEGAWORLD CORP	962,000	5.390	5,185,180.000	
	PLDT INC	7,900	1,690.000	13,351,000.000	
	ROBINSONS LAND CORP	172,400	26.750	4,611,700.000	
	SECURITY BANK CORP	23,420	250.200	5,859,684.000	
	SM PRIME HOLDINGS INC	819,075	34.900	28,585,717.500	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	88,660	144.000	12,767,040.000	
	SM INVESTMENTS CORP	23,688	928.000	21,982,464.000	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CORP	1,712,100	6.800	11,642,280.000	
ABOITIZ POWER CORP	122,900	41.750	5,131,075.000		
GT CAPITAL HOLDINGS INC	8,940	1,209.000	10,808,460.000		
フィリピン・ペソ 小計		6,257,341		285,355,630.300 (622,075,275)	
ブラジル・リアル	BRF SA	43,892	46.960	2,061,168.320	
	VALE SA	267,464	31.100	8,318,130.400	
	CIA PARANAENSE DE ENERGIA	8,018	29.010	232,602.180	
	VALE SA-PREF A	28,000	28.610	801,080.000	
	RAIA DROGASIL SA	21,600	78.350	1,692,360.000	
	TIM PARTICIPACOES SA	81,700	11.850	968,145.000	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	19,450	24.260	471,857.000	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	24,500	21.030	515,235.000	
	BANCO DO BRASIL SA	83,500	37.400	3,122,900.000	
	INVESTIMENTOS ITAU SA	384,086	11.360	4,363,216.960	
	LOJAS AMERICANAS SA	68,974	19.860	1,369,823.640	
	LOJAS AMERICANAS SA	20,670	16.910	349,529.700	
	GERDAU SA	84,430	11.020	930,418.600	
	CIA BRASILEIRA DE DISTRIBUICAO GRUPO PAO DE ACUCAR	14,906	80.850	1,205,150.100	

PETROLEO BRASILEIRO SA	288,910	16.640	4,807,462.400	
PETROLEO BRASILEIRO SA	380,812	16.080	6,123,456.960	
KROTON EDUCACIONAL SA	134,868	19.780	2,667,689.040	
CCR SA	119,020	18.110	2,155,452.200	
WEG SA	53,540	22.750	1,218,035.000	
BANCO BRADESCO SA PRAF	296,696	36.900	10,948,082.400	
BANCO BRADESCO SA	89,035	35.290	3,142,045.150	
NATURA COSMETICOS SA	14,800	30.800	455,840.000	
CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	61,606	9.650	594,497.900	
SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	37,900	20.390	772,781.000	
CPFL ENERGIA SA	25,874	27.370	708,171.380	
ITAU UNIBANCO HOLDING SA	312,998	45.000	14,084,910.000	
PORTO SEGURO SA	9,400	38.780	364,532.000	
FIBRIA CELULOSE SA	24,390	50.540	1,232,670.600	
BRASKEM SA	17,030	45.890	781,506.700	
ENGIE BRASIL SA	16,870	37.000	624,190.000	
LOCALIZA RENT A CAR	15,960	58.000	925,680.000	
TELEFONICA BRASIL S.A.	44,028	51.600	2,271,844.800	
LOJAS RENNER SA	69,770	37.090	2,587,769.300	
EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	31,864	15.490	493,573.360	
ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	35,352	77.200	2,729,174.400	
COSAN SA INDUSTRIA E COMERCIO	16,500	38.250	631,125.000	
EQUATORIAL ENERGIA SA	18,800	61.820	1,162,216.000	
EMBRAER SA	62,560	17.800	1,113,568.000	
M DIAS BRANCO SA	10,400	50.610	526,344.000	
TRANSMISSORA ALIANCA DE ENERGIA ELETRICA SA	16,300	22.510	366,913.000	
ODONTOPREV SA	22,300	16.000	356,800.000	
BR MALLS PARTICIPACOES SA	78,065	14.010	1,093,690.650	
JBS SA	81,500	8.600	700,900.000	
CIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS	75,749	8.360	633,261.640	
CIA DE SANEAMENTO BASICO DO ESTADO DE SAO PAULO	33,798	33.500	1,132,233.000	
MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS IMOBILIARIOS SA	8,880	74.860	664,756.800	
DURATEX SA	27,734	9.990	277,062.660	
SUL AMERICA SA	17,869	17.750	317,174.750	
HYPERMARCAS SA	34,900	34.860	1,216,614.000	
B3 SA-BRASIL BOLSA BAICAO	201,116	24.040	4,834,828.640	
QUALICORP SA	22,000	37.900	833,800.000	

	BANCO SANTANDER BRASIL SA	40,500	29.700	1,202,850.000	
	CIELO SA	119,807	21.720	2,602,208.040	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	68,400	29.100	1,990,440.000	
	AMBEV SA	457,795	21.630	9,902,105.850	
	KLABIN SA	55,200	19.240	1,062,048.000	
	RUMO SA	106,000	13.050	1,383,300.000	
ブラジル・リアル	小計	4,808,086		120,095,221.520 (4,253,772,746)	
ポーランド・ズロチ	BANK MILLENNIUM SA	52,647	7.260	382,217.220	
	MBANK	1,530	448.200	685,746.000	
	BANK HANDLOWY W WARSZAWIE SA	2,596	70.530	183,095.880	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	13,900	122.400	1,701,360.000	
	BANK PEKAO SA	14,880	128.000	1,904,640.000	
	ORANGE POLSKA SA	58,600	5.080	297,688.000	
	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN	29,200	134.000	3,912,800.000	
	LPP SA	130	8,510.000	1,106,300.000	
	BANK ZACHODNI WBK SA	3,200	363.750	1,164,000.000	
	POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK POLSKI SA	91,910	36.610	3,364,825.100	
	CCC SA	2,638	283.250	747,213.500	
	SYNTHOS SA	46,508	4.770	221,843.160	
	EUROCASH SA	9,500	39.250	372,875.000	
	GRUPA LOTOS SA	9,480	67.800	642,744.000	
	POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I GAZOWNICTWO SA	171,960	6.940	1,193,402.400	
	CYFROWY POLSAT SA	22,810	25.400	579,374.000	
	GRUPA AZOTY SA	3,853	75.120	289,437.360	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	81,100	13.370	1,084,307.000	
	TAURON POLSKA ENERGIA SA	89,318	3.650	326,010.700	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	59,250	47.720	2,827,410.000	
	JASTRZEBSKA SPOLKA WEGLOWA SA	4,403	101.500	446,904.500	
	ALIOR BANK SA	9,250	71.920	665,260.000	
ポーランド・ズロチ	小計	778,663		24,099,453.820 (752,866,937)	
マレーシア・リンギット	AMMB HOLDINGS BHD	138,900	4.450	618,105.000	
	GENTING PLANTATIONS BHD	22,600	10.540	238,204.000	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	438,000	6.290	2,755,020.000	
	DIGI.COM BHD	289,900	4.880	1,414,712.000	
	MALAYSIA AIRPORTS HOLDINGS BHD	84,220	8.350	703,237.000	

	RHB BANK BHD	68,080	5.110	347,888.800	
	HAP SENG CONSOLIDATED BHD	54,700	9.120	498,864.000	
	GAMUDA BHD	194,800	5.270	1,026,596.000	
	GENTING BHD	220,900	9.500	2,098,550.000	
	YTL CORP BHD	370,010	1.380	510,613.800	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP BHD	34,656	17.000	589,152.000	
	HONG LEONG BANK BHD	63,008	15.920	1,003,087.360	
	IJM CORP BHD	294,660	3.280	966,484.800	
	IOI CORP BHD	229,013	4.510	1,032,848.630	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	46,000	24.700	1,136,200.000	
	MALAYAN BANKING BHD	333,075	9.550	3,180,866.250	
	ALLIANCE BANK MALAYSIA BHD	86,100	3.890	334,929.000	
	MISC BHD	131,080	7.210	945,086.800	
	PPB GROUP BHD	47,800	16.780	802,084.000	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	17,500	24.300	425,250.000	
	PETRONAS GAS BHD	68,000	18.500	1,258,000.000	
	GENTING MALAYSIA BHD	302,000	5.270	1,591,540.000	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	14,700	43.100	633,570.000	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	95,000	6.150	584,250.000	
	TENAGA NASIONAL BHD	328,250	14.200	4,661,150.000	
	UMW HOLDINGS BHD	39,000	5.550	216,450.000	
	DIALOG GROUP BHD	243,444	2.200	535,576.800	
	PUBLIC BANK BHD(LLOCAL)	280,030	20.560	5,757,416.800	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	145,863	1.410	205,666.830	
	AIRASIA BHD	147,900	3.400	502,860.000	
	SIME DARBY BERHAD	232,700	9.090	2,115,243.000	
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	57,600	6.940	399,744.000	
	AXIATA GROUP BERHAD	256,000	5.290	1,354,240.000	
	MAXIS BHD	188,600	5.850	1,103,310.000	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	224,000	7.320	1,639,680.000	
	SAPURA ENERGY BHD	319,200	1.450	462,840.000	
	ASTRO MALAYSIA HOLDINGS BHD	235,500	2.830	666,465.000	
	IHH HEALTHCARE BHD	207,300	5.910	1,225,143.000	
	FELDA GLOBAL VENTURES HOLDINGS BHD	126,400	1.830	231,312.000	
	WESTPORTS HOLDINGS BHD	83,500	3.870	323,145.000	
	IOI PROPERTIES GROUP SDN BHD	174,548	1.980	345,605.040	
マレーシア・リンギット	小計	6,934,537		46,440,986.910 (1,239,509,940)	
メキシコ・ペソ	ALFA SAB DE CV	287,100	21.140	6,069,294.000	

	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	47,600	137.760	6,557,376.000	
	EL PUERTO DE LIVERPOOL SAB DE CV	19,100	143.700	2,744,670.000	
	GRUPO FINANCIERO SANTANDER MEXICO	178,000	35.480	6,315,440.000	
	GRUPO TELEVISIA SAB	238,400	88.200	21,026,880.000	
	GRUPO BIMBO SAB DE CV	156,500	45.630	7,141,095.000	
	GRUMA SAB DE CV	20,805	267.010	5,555,143.050	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INFRAESTRUCTURA	22,030	192.820	4,247,824.600	
	GRUPO CARSO SAB DE CV	37,900	68.460	2,594,634.000	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	241,800	123.770	29,927,586.000	
	MEXICHEM SAB DE CV	105,825	48.840	5,168,493.000	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	14,700	475.150	6,984,705.000	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO SAB DE CV	153,700	35.070	5,390,259.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL SURESTE SAB DE CV	19,575	341.130	6,677,619.750	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV	369,352	58.900	21,754,832.800	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	3,240,878	16.430	53,247,625.540	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA SA	214,700	32.810	7,044,307.000	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	43,800	127.310	5,576,178.000	
	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV	507,500	43.970	22,314,775.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL PACIFICO SAB DE CV	33,500	184.720	6,188,120.000	
	GENERA SAB DE CV	103,000	26.360	2,715,080.000	
	INFRAESTRUCTURA ENERGETICA NOVA SAB DE CV	53,200	99.140	5,274,248.000	
	GRUPO LALA SAB DE CV	50,400	30.580	1,541,232.000	
	メキシコ・ペソ 小計	6,159,365		242,057,417.740 (1,454,765,079)	
ユーロ	PIRAEUS BANK S.A	25,000	2.440	61,000.000	
	ALPHA BANK A.E.	141,000	1.630	229,830.000	
	NATIONAL BANK OF GREECE	552,000	0.289	159,528.000	
	TITAN CEMENT CO. S.A.	3,518	21.370	75,179.660	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	24,450	10.270	251,101.500	
	FF GROUP	3,130	17.800	55,714.000	
	EUROBANK ERGASIAS	151,630	0.722	109,476.860	
	OPAP SA	22,570	9.000	203,130.000	
	JUMBO SA	10,420	14.180	147,755.600	
	ユーロ 小計	933,718		1,292,715.620 (172,487,045)	

韓国・ウォン	CHEIL WORLDWIDE INC	7,097	18,050.000	128,100,850.000	
	HANMI SCIENCE CO LTD	1,142	91,500.000	104,493,000.000	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	3,710	104,000.000	385,840,000.000	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANC	3,020	283,000.000	854,660,000.000	
	DONGBU INSURANCE CO LTD	4,750	74,100.000	351,975,000.000	
	COWAY CO LTD	4,980	94,200.000	469,116,000.000	
	KT&G CORP	11,440	103,000.000	1,178,320,000.000	
	S-1 CORPORATION	1,579	90,000.000	142,110,000.000	
	KOREA GAS CORP	2,997	41,400.000	124,075,800.000	
	CJ CORP	1,490	166,500.000	248,085,000.000	
	KAKAO CORP	3,370	150,500.000	507,185,000.000	
	SK TELECOM CO LTD	1,900	266,500.000	506,350,000.000	
	DAELIM INDUSTRIAL CO	2,890	79,400.000	229,466,000.000	
	MIRAE ASSET DAEWOO CO LTD	35,200	10,100.000	355,520,000.000	
	NCSOFT CORPORATION	1,720	447,000.000	768,840,000.000	
	DOOSAN HEAVY INDUSTRIES AND CONSTRUCTION CO LTD	4,050	18,200.000	73,710,000.000	
	DAEWOO ENGINEERING & CONSTRUCT	13,540	7,080.000	95,863,200.000	
	POSCO DAEWOO CORP	3,600	19,200.000	69,120,000.000	
	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE LTD	930	955,000.000	888,150,000.000	
	LG CHEM LTD	4,500	385,000.000	1,732,500,000.000	
	LG CHEM LTD	641	254,000.000	162,814,000.000	
	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE LTD	177	624,000.000	110,448,000.000	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD	41,610	50,500.000	2,101,305,000.000	
	HYUNDAI DEVELOPMENT CO	5,910	34,550.000	204,190,500.000	
	S-OIL CORP	4,230	129,000.000	545,670,000.000	
	HANWHA CHEMICAL CORPORATION	7,771	32,600.000	253,334,600.000	
	SAMSUNG SECURITIES CO LTD	6,600	34,950.000	230,670,000.000	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,450	377,000.000	546,650,000.000	
	HOTEL SHILLA CO LTD	2,955	57,400.000	169,617,000.000	
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	3,080	148,000.000	455,840,000.000	
	HYUNDAI MOBIS	6,650	242,000.000	1,609,300,000.000	
	SK HYNIX INC	56,500	89,100.000	5,034,150,000.000	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONSTRUCTION CO LTD	7,478	37,450.000	280,051,100.000	
	HYUNDAI MOTOR CO	2,370	92,800.000	219,936,000.000	
HYUNDAI MOTOR CO	14,970	155,000.000	2,320,350,000.000		
HYUNDAI STEEL CO	7,580	52,900.000	400,982,000.000		
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	23,903	14,600.000	348,983,800.000		

KCC CORP	600	371,000.000	222,600,000.000	
KIA MOTORS CORP	26,010	32,550.000	846,625,500.000	
KOREA ZINC CO LTD	810	530,000.000	429,300,000.000	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	25,190	37,350.000	940,846,500.000	
HANWHA CORP	3,785	46,050.000	174,299,250.000	
KOREAN AIR CO LTD	4,930	29,750.000	146,667,500.000	
OCI COMPANY LTD	1,500	97,300.000	145,950,000.000	
CJ LOGISTICS	860	166,500.000	143,190,000.000	
KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	1,930	71,500.000	137,995,000.000	
KT CORP	2,048	28,950.000	59,289,600.000	
LG ELECTRONICS INC	10,420	87,400.000	910,708,000.000	
LOTTE CONFECTIONERY CO LTD	430	166,000.000	71,380,000.000	
LOTTE CHILSUNG BEVERAGE CO LTD	47	1,354,000.000	63,638,000.000	
HANSSEM CO LTD	1,100	155,000.000	170,500,000.000	
LG CORP	9,334	82,600.000	770,988,400.000	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	15,951	13,850.000	220,921,350.000	
GS ENGINEERING & CONSTRUCTION	5,290	25,750.000	136,217,500.000	
NAVER CORP	2,730	751,000.000	2,050,230,000.000	
HYUNDAI DEPARTMENT STORE CO LTD	1,187	86,100.000	102,200,700.000	
DONGSUH CO INC	2,798	26,900.000	75,266,200.000	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO LTD	4,030	61,300.000	247,039,000.000	
OTTOGI CORP	112	753,000.000	84,336,000.000	
AMOREPACIFIC GROUP	2,750	123,000.000	338,250,000.000	
KANGWON LAND INC	11,170	34,050.000	380,338,500.000	
POSCO	7,190	315,500.000	2,268,445,000.000	
SAMSUNG SDI CO LTD	5,370	217,000.000	1,165,290,000.000	
SAMSUNG ELECTRO- MECHANICS CO LTD	5,260	105,000.000	552,300,000.000	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	9,500	2,732,000.000	25,954,000,000.000	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES CO LTD	23,331	11,550.000	269,473,050.000	
HANWHA TECHWIN CO LTD	3,141	34,350.000	107,893,350.000	
SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	1,720	2,208,000.000	3,797,760,000.000	
SHINSEGAE CO LTD	669	187,000.000	125,103,000.000	
HYOSUNG CORP	2,120	141,500.000	299,980,000.000	
YUHAN CORP	733	205,000.000	150,265,000.000	
HANON SYSTEMS	18,967	12,400.000	235,190,800.000	
HYUNDAI MARINE & FIRE INSURANCE CO LTD	6,280	46,800.000	293,904,000.000	
GS HOLDINGS CORP	4,910	65,800.000	323,078,000.000	

LG DISPLAY CO LTD	22,830	30,250.000	690,607,500.000		
SK NETWORKS CO LTD	14,810	7,250.000	107,372,500.000		
CELLTRION INC	7,780	146,000.000	1,135,880,000.000		
HANA FINANCIAL GROUP	28,870	48,700.000	1,405,969,000.000		
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,753	147,500.000	258,567,500.000		
LOTTE SHOPPING CO	1,058	246,500.000	260,797,000.000		
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LTD	6,870	123,000.000	845,010,000.000		
AMOREPACIFIC CORP	3,190	259,000.000	826,210,000.000		
AMOREPACIFIC CORP-PREF	752	149,500.000	112,424,000.000		
SAMSUNG CARD CO	2,877	37,150.000	106,880,550.000		
SK INNOVATION CO LTD	6,310	202,500.000	1,277,775,000.000		
CJ CHEILJEDANG CORP	770	354,000.000	272,580,000.000		
STX PAN OCEAN CO LTD	18,395	5,390.000	99,149,050.000		
KEPCO PLANT SERVICE & ENGINEERING CO LTD	1,825	42,750.000	78,018,750.000		
LG INNOTEK CO LTD	1,440	166,000.000	239,040,000.000		
SK HOLDINGS CO LTD	3,110	296,500.000	922,115,000.000		
KB FINANCIAL GROUP INC	38,700	57,700.000	2,232,990,000.000		
MEDY-TOX INC	430	506,600.000	217,838,000.000		
HYUNDAI WIA CORP	1,454	64,000.000	93,056,000.000		
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES LTD	6,800	47,700.000	324,360,000.000		
BNK FINANCIAL GROUP INC	26,470	10,150.000	268,670,500.000		
HANMI PHARM CO LTD	556	463,000.000	257,428,000.000		
HANWHA LIFE INSURANCE CO LTD	26,430	7,300.000	192,939,000.000		
O MEDIA HOLDINGS CO LTD	1,950	79,300.000	154,635,000.000		
E-MART CO LTD	1,970	216,500.000	426,505,000.000		
DGB FINANCIAL GROUP INC	17,915	10,600.000	189,899,000.000		
GS RETAIL CO LTD	2,482	34,700.000	86,125,400.000		
HANKOOK TIRE CO LTD NEW	7,070	59,600.000	421,372,000.000		
HYUNDAI ROBOTICS CO LTD	930	437,500.000	406,875,000.000		
ORION CORP REPUBLIC OF KOREA	2,390	91,000.000	217,490,000.000		
NETMARBLE GAMES CORP	1,710	152,500.000	260,775,000.000		
BGF RETAIL CO LTD	2,450	84,600.000	207,270,000.000		
SAMSUNG SDS CO LTD	3,260	177,500.000	578,650,000.000		
WOORI BANK	36,660	17,800.000	652,548,000.000		
SAMSUNG C&T CORP	7,420	142,000.000	1,053,640,000.000		
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,550	347,500.000	538,625,000.000		
DOOSAN BOBCAT INC	2,980	36,400.000	108,472,000.000		
韓国・ウォン 小計	846,200		86,147,789,800.000 (8,563,090,306)		
香港・ドル	JIANGXI COPPER CO LTD	122,000	12.400	1,512,800.000	
	JIANGSU EXPRESS	124,000	12.080	1,497,920.000	
	CHINA SOUTHERN AIRLINES CO LTD	162,000	5.530	895,860.000	
	CHINA MOBILE LIMITED	596,500	78.450	46,795,425.000	

ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	121,500	30.600	3,717,900.000	
BEIJING ENTERPRISES	48,500	45.600	2,211,600.000	
HUANENG POWER INTERNATIONAL IN	424,000	4.970	2,107,280.000	
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY	276,000	4.210	1,161,960.000	
YANZHOU COAL MINING CO LTD	186,000	7.900	1,469,400.000	
HENGAN INTERNATIONAL GROUP	71,000	77.600	5,509,600.000	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE	67,020	10.340	692,986.800	
CNOOC LTD	1,731,000	10.200	17,656,200.000	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	296,000	21.250	6,290,000.000	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LTD	416,000	13.240	5,507,840.000	
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTME	375,120	25.650	9,621,828.000	
CHINA RESOURCES LAND LTD	270,888	24.200	6,555,489.600	
CITIC LTD	568,000	11.620	6,600,160.000	
BEIJING CAPITAL INTERNATIONAL	150,000	12.460	1,869,000.000	
LENOVO GROUP LTD	682,000	4.330	2,953,060.000	
PETRO CHINA CO LTD	2,052,000	5.030	10,321,560.000	
CHINA UNICOM HONG KONG LTD	584,742	11.200	6,549,110.400	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS CO LTD	151,990	22.150	3,366,578.500	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL COR	2,477,200	5.790	14,342,988.000	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	92,000	20.000	1,840,000.000	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	74,000	57.700	4,269,800.000	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	306,000	7.350	2,249,100.000	
COSCO SHIPPING PORTS LTD	162,000	8.950	1,449,900.000	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDINGS CO LTD	124,000	23.650	2,932,600.000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	374,000	6.760	2,528,240.000	
CHINA EVERBRIGHT LTD	96,000	18.260	1,752,960.000	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	164,000	24.000	3,936,000.000	
GEEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	477,000	26.750	12,759,750.000	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	88,000	27.200	2,393,600.000	
BYD CO LTD	63,000	76.500	4,819,500.000	
CHINA TELECOM CORP LTD	1,362,000	4.100	5,584,200.000	

CHINA OILFIELD SERVICES LTD	190,000	7.030	1,335,700.000	
ALIBABA PICTURES GROUP LTD	1,170,000	1.320	1,544,400.000	
CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL	235,000	10.400	2,444,000.000	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	449,192	14.380	6,459,380.960	
AVICHINA INDUSTRY & TECHNOLOGY	225,000	4.810	1,082,250.000	
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	191,200	14.320	2,737,984.000	
GREAT WALL MOTOR COMPANY LTD	290,000	11.300	3,277,000.000	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	722,000	23.800	17,183,600.000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	583,000	2.780	1,620,740.000	
SHANDONG WEIGAO GROUP MEDICAL-H	160,000	5.780	924,800.000	
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	275,700	9.730	2,682,561.000	
WEICHAJ POWER CO LTD	194,440	8.990	1,748,015.600	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEMICAL	353,000	4.730	1,669,690.000	
SHANGHAI INDUSTRIAL	43,000	25.400	1,092,200.000	
TINGYI HOLDING CORP	186,000	12.300	2,287,800.000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	38,000	32.200	1,223,600.000	
GUANGDONG INVESTMENTS LTD	278,000	11.080	3,080,240.000	
CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	153,333	21.900	3,357,992.700	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO LTD	146,000	9.890	1,443,940.000	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	418,000	8.810	3,682,580.000	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	268,000	22.200	5,949,600.000	
TENCENT HOLDINGS LTD	551,000	351.600	193,731,600.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	505,500	62.200	31,442,100.000	
BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD	456,000	6.300	2,872,800.000	
GOME RETAIL HOLDINGS LTD	970,240	0.890	863,513.600	
CHINA POWER INTERNATIONAL	272,000	2.470	671,840.000	
AIR CHINA / HONG KONG	162,000	6.690	1,083,780.000	
ZTE CORP	71,288	27.700	1,974,677.600	
SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO LTD	250,000	3.460	865,000.000	
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	330,500	19.200	6,345,600.000	

BANK OF COMMUNICATIONS	851,205	6.050	5,149,790.250	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT HOLDINGS LTD	192,000	11.620	2,231,040.000	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	71,500	134.500	9,616,750.000	
CHINA CONSTRUCTION BANK	8,151,530	6.900	56,245,557.000	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS LTD	74,000	63.050	4,665,700.000	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	256,000	11.040	2,826,240.000	
MINTH GROUP LTD	64,000	42.350	2,710,400.000	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS LTD	167,000	15.900	2,655,300.000	
CHINA NATIONAL BLDG MATERIAL	290,000	5.600	1,624,000.000	
BANK OF CHINA LTD	7,698,200	4.060	31,254,692.000	
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	118,500	17.560	2,080,860.000	
GUANGZHOU R&F PROPERTIES CO LTD	96,800	18.560	1,796,608.000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	378,970	29.150	11,046,975.500	
IND & COMM BK OF CHINA - H	7,148,235	6.400	45,748,704.000	
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES	199,600	4.700	938,120.000	
CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION CO LTD	435,000	9.840	4,280,400.000	
CHINA COAL ENERGY CO	162,000	3.810	617,220.000	
HAITIAN INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	64,000	23.150	1,481,600.000	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	52,500	45.650	2,396,625.000	
HAIER ELECTRONICS GROUP CO LTD	118,000	20.300	2,395,400.000	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO LTD	519,142	12.620	6,551,572.040	
CHINA CITIC BANK-H	872,800	5.140	4,486,192.000	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	69,000	127.500	8,797,500.000	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	99,000	34.350	3,400,650.000	
FOSUN INTERNATIONAL	241,528	17.920	4,328,181.760	
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP LTD	376,000	4.050	1,522,800.000	
SINO-OCEAN GROUP HOLDING LTD	302,000	5.190	1,567,380.000	
SOHO CHINA LTD	178,000	4.620	822,360.000	
KINGSOFT CORP LTD	80,000	18.780	1,502,400.000	
GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	1,314,000	1.110	1,458,540.000	

CHINA RAILWAY GROUP LTD	376,000	6.550	2,462,800.000	
CHINA RAILWAY CONSTRUCTION CORP	187,500	10.020	1,878,750.000	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	475,000	5.700	2,707,500.000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	256,200	34.750	8,902,950.000	
CHINA EVERGRANDE GROUP	317,000	27.750	8,796,750.000	
CRRC CORP LTD - H	387,450	7.300	2,828,385.000	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS LTD	127,000	14.560	1,849,120.000	
SUN ART RETAIL GROUP LTD	235,500	7.470	1,759,185.000	
SINOPHARM GROUP CO	118,400	35.100	4,155,840.000	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD	205,805	19.200	3,951,456.000	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL BANK	212,000	5.160	1,093,920.000	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP	317,000	6.130	1,943,210.000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	71,800	20.350	1,461,130.000	
HUANENG RENEWABLES CORP LTD	472,000	2.660	1,255,520.000	
SIHUA PHARMACEUTICAL HOLDINGS GROUP LTD	325,000	2.910	945,750.000	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	201,000	37.000	7,437,000.000	
LONGFOR PROPERTIES CO LTD	139,000	19.880	2,763,320.000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	72,700	45.150	3,282,405.000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	544,880	7.510	4,092,048.800	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	257,000	3.810	979,170.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	2,531,000	3.660	9,263,460.000	
FAR EAST HORIZON LTD	202,000	7.590	1,533,180.000	
CITIC SECURITIES CO LTD	215,500	17.580	3,788,490.000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	306,400	12.940	3,964,816.000	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	670,000	3.580	2,398,600.000	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	49,000	35.900	1,759,100.000	
SINOPEC ENGINEERING GROUP CO LTD	107,500	6.790	729,925.000	
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	335,000	6.970	2,334,950.000	

	HANERGY THIN FILM POWER GROUP	986,000	3.910	3,855,260.000	
	CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	323,000	0.420	135,660.000	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL-RTS	18,250	0.037	675.250	
	CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT CO LTD	842,000	3.070	2,584,940.000	
	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS LTD	157,000	15.260	2,395,820.000	
	CHINA VANKE CO LTD-H	110,961	26.800	2,973,754.800	
	CGN POWER CO LTD	1,034,000	2.200	2,274,800.000	
	FULLSHARE HOLDINGS LTD	677,500	3.320	2,249,300.000	
	GF SECURITIES CO LTD	133,200	17.620	2,346,984.000	
	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	51,200	28.800	1,474,560.000	
	HUATAI SECURITIES CO LTD	155,600	17.940	2,791,464.000	
	3SBIO INC	90,000	13.180	1,186,200.000	
	CHINA HUARONG ASSET MANAGEMENT CO LTD	625,000	3.810	2,381,250.000	
香港・ドル	小計	71,031,709		855,570,138.160 (12,328,765,691)	
台湾・ドル	ACER INC	304,532	15.250	4,644,113.000	
	ASUSTEK COMPUTER INC	68,554	247.000	16,932,838.000	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	46,616	109.500	5,104,452.000	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	646,806	37.700	24,384,586.200	
	ASIA CEMENT CORP	260,928	27.050	7,058,102.400	
	TAIWAN BUSINESS BANK	336,171	8.350	2,807,027.850	
	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	80,000	39.450	3,156,000.000	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	78,000	55.000	4,290,000.000	
	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	57,000	64.400	3,670,800.000	
	CHICONY ELECTRONICS CO LTD	46,543	74.400	3,462,799.200	
	QUANTA COMPUTER INC	264,858	69.000	18,275,202.000	
	HIGHWEALTH CONSTRUCTION CORP	90,070	40.100	3,611,807.000	
	EVA AIRWAYS CORP	158,161	14.900	2,356,598.900	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	63,760	321.500	20,498,840.000	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	431,755	16.450	7,102,369.750	
	CHINA AIRLINES	232,156	11.600	2,693,009.600	
	CHENG SHIN RUBBER INDUSTRY CO	186,169	61.200	11,393,542.800	
	CHINA STEEL CORP	1,203,058	24.450	29,414,768.100	

CHINA LIFE INSURANCE CO LTD/TAIWAN	254,146	28.700	7,293,990.200	
ADVANTECH CO LTD	33,889	210.000	7,116,690.000	
COMPAL ELECTRONICS INC	405,304	21.750	8,815,362.000	
DELTA ELECTRONICS INC	189,663	156.000	29,587,428.000	
NANYA TECHNOLOGY CORP	68,000	85.800	5,834,400.000	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	370,327	103.000	38,143,681.000	
AU OPTRONICS CORP	814,194	12.200	9,933,166.800	
TAIWAN MOBILE CO LTD	159,800	108.000	17,258,400.000	
EVERGREEN MARINE CORP	160,392	17.600	2,822,899.200	
FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	332,824	24.550	8,170,829.200	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	29,825	140.000	4,175,500.000	
ECLAT TEXTILE CO LTD	18,322	357.000	6,540,954.000	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	59,285	114.000	6,758,490.000	
FORMOSA PLASTICS CORP	400,633	94.400	37,819,755.200	
FORMOSA TAFFETA CO LTD	65,000	31.250	2,031,250.000	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE CO	284,594	94.400	26,865,673.600	
TRANSCEND INFORMATION INC	22,897	88.100	2,017,225.700	
GIANT MANUFACTURING	30,151	148.000	4,462,348.000	
MEDIATEK INC	146,507	306.000	44,831,142.000	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	650,936	47.400	30,854,366.400	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	700,313	16.650	11,660,211.450	
HOTAI MOTOR CO LTD	25,000	358.000	8,950,000.000	
FAR EASTONE TELECOMMUNICATIONS CO LTD	150,000	72.600	10,890,000.000	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,017,141	13.300	13,527,975.300	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	780,920	49.200	38,421,264.000	
CHINA DEPT FINANCIAL HOLDING	1,278,403	9.250	11,825,227.750	
E.SUN FINANCIAL HOLDING CO LTD	854,028	18.450	15,756,816.600	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,510,532	107.000	161,626,924.000	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,045,495	24.100	25,196,429.500	
LARGAN PRECISION CO LTD	10,220	5,420.000	55,392,400.000	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	927,977	13.300	12,342,094.100	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING CO	813,724	9.330	7,592,044.920	

INVENTEC CO LTD	254,005	23.400	5,943,717.000	
HTC CORPORATION	56,832	71.600	4,069,171.200	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	210,845	43.700	9,213,926.500	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	1,040,533	9.180	9,552,092.940	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,693,048	19.350	32,760,478.800	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO LTD	882,327	19.900	17,558,307.300	
MERIDA INDUSTRY CO LTD	16,950	138.000	2,339,100.000	
POWERTECH TECHNOLOGY INC	68,560	90.500	6,204,680.000	
NAN YA PLASTICS CORP	459,828	74.800	34,395,134.400	
WISTRON CORP	259,301	24.300	6,301,014.300	
POU CHEN CORP	210,990	37.950	8,007,070.500	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	472,297	64.800	30,604,845.600	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	56,392	261.000	14,718,312.000	
FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	119,480	107.000	12,784,360.000	
PHISON ELECTRONICS CORP	12,658	366.500	4,639,157.000	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	90,656	28.600	2,592,761.600	
RUENTEX INDUSTRIES LTD	47,715	45.900	2,190,118.500	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	88,588	90.700	8,034,931.600	
SILICONWARE PRECISION INDS	191,743	48.350	9,270,774.050	
STANDARD FOODS CORP	64,639	74.000	4,783,286.000	
SYNNEX TECHNOLOGY INTERNATIONAL CORP	144,899	37.000	5,361,263.000	
TAIWAN CEMENT CORP	327,874	34.000	11,147,716.000	
TECO ELECTRIC AND MACHINERY CO LTD	203,000	27.950	5,673,850.000	
TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,380,083	233.000	554,559,339.000	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,122,525	15.800	17,735,895.000	
YULON MOTOR CO	65,149	26.100	1,700,388.900	
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	142,000	24.900	3,535,800.000	
INNOLUX CORPORATION	821,345	14.050	11,539,897.250	
WPG HOLDINGS CO LTD	156,526	41.350	6,472,350.100	
HIWIN TECHNOLOGIES CORP	20,560	290.500	5,972,680.000	
TAI MED BIOLOGICS INC	18,000	202.000	3,636,000.000	
PEGATRON CORP	189,554	82.300	15,600,294.200	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	112,076	78.500	8,797,966.000	
ASIA PACIFIC TELECOM CO LTD	188,000	10.050	1,889,400.000	

	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING LTD	48,385	64.900	3,140,186.500	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL HOLDING	732,828	15.950	11,688,606.600	
	GLOBALWAFERS CO LTD	21,000	325.000	6,825,000.000	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	15,000	332.500	4,987,500.000	
	GENERAL INTERFACE SOLUTION HOLDING LTD	18,000	308.000	5,544,000.000	
台湾・ドル	小計	31,189,770		1,757,143,167.560 (6,536,572,584)	
南アフリカ・ランド	BIDVEST GROUP LTD	31,400	179.790	5,645,406.000	
	TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	43,580	76.950	3,353,481.000	
	DISCOVERY LTD	34,030	140.190	4,770,665.700	
	REDEFINE PROPERTIES LTD	487,300	11.000	5,360,300.000	
	MASSMART HOLDINGS LTD	7,992	111.400	890,308.800	
	GOLD FIELDS LTD	85,000	55.970	4,757,450.000	
	REMGRO LTD	51,380	224.000	11,509,120.000	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	21,500	137.930	2,965,495.000	
	MMI HOLDINGS LTD	82,706	18.920	1,564,797.520	
	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	207,700	25.110	5,215,347.000	
	EXXARO RESOURCES LTD	19,985	138.560	2,769,121.600	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	3,850	928.000	3,572,800.000	
	LIBERTY HOLDINGS LTD	14,449	108.250	1,564,104.250	
	MTN GROUP LTD	164,480	125.640	20,665,267.200	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	42,000	127.150	5,340,300.000	
	TELKOM SA SOC LTD	20,227	56.430	1,141,409.610	
	FIRSTRAND LTD	325,460	53.700	17,477,202.000	
	PSG GROUP LTD	8,084	259.890	2,100,950.760	
	NASPERS LTD	42,440	3,220.000	136,656,800.000	
	CORONATION FUND MANAGERS LTD	19,000	71.110	1,351,090.000	
	NEDBANK GROUP LTD	21,600	212.900	4,598,640.000	
	NETCARE LTD	105,400	25.100	2,645,540.000	
	PICK'N PAY STORES LTD	30,212	59.500	1,797,614.000	
	RMB HOLDINGS LTD	68,300	64.000	4,371,200.000	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	6,200	351.260	2,177,812.000	
	SAPPI LTD	53,960	93.130	5,025,294.800	
	SASOL LTD	54,100	393.020	21,262,382.000	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	43,540	217.780	9,482,141.200	
	MR PRICE GROUP LTD	23,720	185.690	4,404,566.800	
	BRAIT SE	37,060	55.900	2,071,654.000	
	STANDARD BANK GROUP LTD	124,760	166.260	20,742,597.600	
	SPAR GROUP LTD/THE	18,940	174.000	3,295,560.000	

WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	93,400	60.860	5,684,324.000	
IMPERIAL HOLDINGS LTD	13,278	199.090	2,643,517.020	
ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	37,870	306.910	11,622,681.700	
BARCLAYS AFRICA GROUP LTD	65,590	146.020	9,577,451.800	
TIGER BRANDS LTD	15,100	389.010	5,874,051.000	
SANLAM LTD	135,570	69.000	9,354,330.000	
INVESTEC LTD	30,200	98.620	2,978,324.000	
IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	70,470	32.000	2,255,040.000	
PIONEER FOODS LTD	10,707	117.580	1,258,929.060	
MONDI LTD	11,520	346.890	3,996,172.800	
LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDINGS LTD	130,000	26.500	3,445,000.000	
RMI HOLDINGS	63,840	40.950	2,614,248.000	
VODACOM GROUP PTY LTD	58,000	156.810	9,094,980.000	
SIBANYE GOLD LTD	172,000	15.750	2,709,000.000	
NEPI ROCKCASTLE PLC	31,240	181.570	5,672,246.800	
FORTRESS INCOME FUND LTD-A	102,950	17.500	1,801,625.000	
FORTRESS INCOME FUND LTD	81,000	40.220	3,257,820.000	
STEINHOFF INTERNATIONAL HOLDINGS NV	292,640	60.000	17,558,400.000	
BID CORP LTD	32,520	309.170	10,054,208.400	
南アフリカ・ランド 小計	3,748,250		431,998,768.420 (3,594,229,753)	
合計	214,691,439		56,116,574,203 (56,116,574,203)	

(2) 株式以外の有価証券

平成29年10月12日現在

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB DE CV	1,417,675.000	21,832,195.000	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICANO SAB DE CV	189,300.000	33,598,857.000	
	メキシコ・ペソ 小計		1,606,975.000	55,431,052.000 (333,140,623)	
投資信託受益証券 合計			1,606,975	333,140,623 (333,140,623)	
投資証券	トルコ・リラ	EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATIRIM	162,734.000	429,617.760	
	トルコ・リラ 小計		162,734.000	429,617.760 (13,240,819)	
	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	290,000.000	9,108,900.000	
	メキシコ・ペソ 小計		290,000.000	9,108,900.000 (54,744,489)	
	南アフリカ・ランド	HYPROP INVESTMENTS LTD	25,100.000	2,728,621.000	

	RESILIENT REIT LTD	28,600.000	4,003,714.000	
	南アフリカ・ランド 小計	53,700.000	6,732,335.000 (56,013,027)	
投資証券 合計		506,434	123,998,335 (123,998,335)	
合計			457,138,958 (457,138,958)	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 40銘柄	11.53%	-%	-%	12.04%
アラブ首長国連邦・ディ ルハム	株式 9銘柄	0.61%	-%	-%	0.64%
インド・ルピー	株式 78銘柄	8.05%	-%	-%	8.40%
インドネシア・ルピア	株式 31銘柄	2.10%	-%	-%	2.20%
カタール・リアル	株式 12銘柄	0.52%	-%	-%	0.54%
コロンビア・ペソ	株式 9銘柄	0.40%	-%	-%	0.42%
タイ・バーツ	株式 36銘柄	2.11%	-%	-%	2.21%
チェコ・コルナ	株式 4銘柄	0.17%	-%	-%	0.18%
チリ・ペソ	株式 19銘柄	1.21%	-%	-%	1.27%
トルコ・リラ	株式 24銘柄 投資証券 1銘柄	0.98% -%	-% -%	-% 0.02%	1.05%
ハンガリー・フォリント	株式 3銘柄	0.32%	-%	-%	0.34%
パキスタン・ルピー	株式 6銘柄	0.08%	-%	-%	0.09%
フィリピン・ペソ	株式 22銘柄	1.05%	-%	-%	1.10%
ブラジル・レアル	株式 57銘柄	7.20%	-%	-%	7.52%
ポーランド・ズロチ	株式 22銘柄	1.27%	-%	-%	1.33%
マレーシア・リングgit	株式 41銘柄	2.10%	-%	-%	2.19%
メキシコ・ペソ	株式 23銘柄 投資信託 受益証券 2銘柄 投資証券 1銘柄	2.46% -% -%	-% 0.56% -%	-% -% 0.09%	3.26%
ユーロ	株式 9銘柄	0.29%	-%	-%	0.30%
韓国・ウォン	株式 111銘柄	14.50%	-%	-%	15.14%
香港・ドル	株式 136銘柄	20.87%	-%	-%	21.79%
台湾・ドル	株式 89銘柄	11.07%	-%	-%	11.55%
南アフリカ・ランド	株式 51銘柄 投資証券 2銘柄	6.08% -%	-% -%	-% 0.09%	6.45%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成29年10月13日から平成30年4月12日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【たわらノーロード 新興国株式】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第2期 平成29年10月12日現在	第3期中間計算期間末 平成30年4月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,635,130	17,648,227
親投資信託受益証券	3,124,833,964	4,332,574,824
流動資産合計	3,165,469,094	4,350,223,051
資産合計	3,165,469,094	4,350,223,051
負債の部		
流動負債		
未払解約金	34,837,628	8,784,869
未払受託者報酬	446,432	594,520
未払委託者報酬	5,078,514	7,973,092
その他未払費用	44,550	76,963
流動負債合計	40,407,124	17,429,444
負債合計	40,407,124	17,429,444
純資産の部		
元本等		
元本	1,220,634,132	1,304,931,256
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	918,720,838	1,283,482,351
(分配準備積立金)	442,545,699	326,259,757
元本等合計	3,125,061,970	4,332,793,607
純資産合計	3,125,061,970	4,332,793,607
負債純資産合計	3,165,469,094	4,350,223,051

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2期中間計算期間 自 平成28年10月13日 至 平成29年4月12日	第3期中間計算期間 自 平成29年10月13日 至 平成30年4月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	82,536,564	16,243,140
営業収益合計	82,536,564	16,243,140
営業費用		
支払利息	1,388	11,519
受託者報酬	181,259	594,520
委託者報酬	2,062,369	7,973,092
その他費用	18,041	76,963
営業費用合計	2,263,057	8,656,094
営業利益又は営業損失()	80,273,507	24,899,234
経常利益又は経常損失()	80,273,507	24,899,234
中間純利益又は中間純損失()	80,273,507	24,899,234
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	11,084,122	16,520,349
期首剰余金又は期首欠損金()	22,256,452	918,720,838
剰余金増加額又は欠損金減少額	84,540,994	760,765,160
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	84,540,994	760,765,160
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,055,710	354,584,064
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,055,710	354,584,064
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	164,931,121	1,283,482,351

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 平成29年10月12日現在	第3期中間計算期間末 平成30年4月12日現在
1. 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	569,443,807円 2,131,386,014円 494,488,689円	2,206,341,132円 1,673,176,702円 830,206,578円
2. 受益権の総数	2,206,341,132口	3,049,311,256口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 平成29年10月12日現在	第3期中間計算期間末 平成30年4月12日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第2期 平成29年10月12日現在	第3期中間計算期間末 平成30年4月12日現在
1口当たり純資産額	1,4164円	1,4209円
(1万口当たり純資産額)	(14,164円)	(14,209円)

（参考）

当ファンドは、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科 目	注記 番号	平成29年10月12日現在	平成30年4月12日現在
資産の部			
流動資産			
預金		4,636,774,438	2,607,397,541
コール・ローン		384,445,872	1,423,682,755
株式		56,116,574,203	61,660,799,446
投資信託受益証券		333,140,623	329,460,400
投資証券		123,998,335	117,511,185
派生商品評価勘定		90,629,467	33,021,622
未収入金		1,717,251	239,592
未収配当金		43,353,024	105,022,935
差入委託証拠金		953,904,110	1,559,291,415
流動資産合計		62,684,537,323	67,836,426,891
資産合計		62,684,537,323	67,836,426,891
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,590,811	2,547,914
未払金		3,251,499,722	976,454,229
未払解約金		358,385,000	8,059,000
流動負債合計		3,611,475,533	987,061,143
負債合計		3,611,475,533	987,061,143
純資産の部			
元本等			
元本	1	48,129,540,802	54,221,783,168
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		10,943,520,988	12,627,582,580
元本等合計		59,073,061,790	66,849,365,748
純資産合計		59,073,061,790	66,849,365,748
負債純資産合計		62,684,537,323	67,836,426,891

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成29年10月12日現在	平成30年4月12日現在
1 . 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	41,601,299,999円	48,129,540,802円
同期中追加設定元本額	25,159,751,529円	19,828,713,793円
同期中一部解約元本額	18,631,510,726円	13,736,471,427円
元本の内訳		
ファンド名		
D I A M新興国株式インデックスファンド< D C 年金 >	2,533,793,262円	3,436,593,075円
D I A M新興国株式インデックスファンド< 為替ヘッジなし > (ファンドラップ)	204,360,039円	504,683,941円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	6,887,807円	6,013,938円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	19,443,902円	15,725,843円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	22,799,425円	18,210,990円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	17,399,331円	31,548,302円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	20,095,548円	33,302,831円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	15,397,583円	18,874,652円
たわらノーロード 新興国株式	2,545,896,989円	3,514,133,202円
たわらノーロード 新興国株式 <ラップ向け>	751,469,487円	1,097,240,442円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	11,493,669円	43,919,911円
たわらノーロード バランス (堅実型)	- 円	225,442円
たわらノーロード バランス (標準型)	- 円	806,087円
たわらノーロード バランス (積極型)	- 円	2,570,634円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(保守型)	- 円	22,478円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定型)	- 円	1,641,505円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定成長型)	- 円	2,495,048円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(成長型)	- 円	1,878,514円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(積極型)	- 円	4,221,702円
たわらノーロード 最適化バランス(安定型)	- 円	20,102円
たわらノーロード 最適化バランス(安定成長型)	- 円	96,038円

たわらノーロード 最適化バ ランス(成長型)	- 円	129,858円
たわらノーロード 最適化バ ランス(積極型)	- 円	496,573円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	446,953,152円	429,132,057円
D I A M D C 8資産バラン スファンド(新興国10)	41,983,489円	43,983,763円
D I A M D C 8資産バラン スファンド(新興国20)	130,814,607円	150,861,940円
D I A M D C 8資産バラン スファンド(新興国30)	276,648,048円	331,857,161円
投資のソムリエ	4,408,438,749円	6,969,149,974円
クルーズコントロール	1,461,599,838円	1,270,017,724円
投資のソムリエ<DC年金>	241,913,905円	497,851,493円
D I A M 8資産バランスマ ファンドN<DC年金>	154,446,565円	177,667,170円
クルーズコントロール<DC年 金>	487,557円	493,741円
D I A Mコア資産設計ファンド (堅実型)	16,062,214円	15,100,712円
D I A Mコア資産設計ファンド (積極型)	50,216,666円	47,035,027円
投資のソムリエ<DC年金>リ スク抑制型	65,363,772円	109,132,260円
ダイナミック・ナビゲーション リスク抑制世界8資産バラン スファンド	1,673,502円	1,336,412円
ワールドアセットバランス(基 本コース)	834,286,491円	1,835,055,796円
ワールドアセットバランス(リ スク抑制コース)	1,496,560,495円	1,787,762,556円
投資のソムリエ(ターゲット・ イヤー2045)	4,750,542,159円	6,173,904,750円
投資のソムリエ(ターゲット・ イヤー2055)	667,986円	1,198,784円
リスク抑制世界8資産バラン スファンド(DC)	667,986円	876,734円
投資のソムリエ(ターゲット・ イヤー2035)	253,702円	557,334円
エマージング株式パッシブファ ンドVA(適格機関投資家専 用)	- 円	2,248,337円
エマージング株式パッシブファ ンド(適格機関投資家限定)	5,261,664,672円	4,783,607,576円
D I A M世界アセットバラン スファンド2VA(適格機関投資 家限定)	2,639,978,774円	2,636,951,676円
D I A M世界アセットバラン スファンド3VA(適格機関投資 家限定)	11,978,525,624円	11,006,829,417円
計	7,720,753,807円	7,214,319,666円
	48,129,540,802円	54,221,783,168円

2 . 受益権の総数	48,129,540,802口	54,221,783,168口
------------	-----------------	-----------------

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年10月12日現在	平成30年4月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	平成29年10月12日 現在				平成30年4月12日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	673,335,817	-	674,057,349	721,532	47,980,882	-	47,891,282	89,600
アメリカ・ドル	673,335,817	-	674,057,349	721,532	47,980,882	-	47,891,282	89,600
買 建	695,259,082	-	697,541,604	2,282,522	1,441,422,294	-	1,438,874,380	2,547,914
アメリカ・ドル	21,923,265	-	21,921,900	1,365	1,393,441,412	-	1,390,981,440	2,459,972
インドネシア・ ルピア	70,505,722	-	71,190,000	684,278	-	-	-	-
コロンビア・ペ ソ	12,523,196	-	12,501,250	21,946	-	-	-	-
タイ・パーツ	63,541,367	-	63,647,250	105,883	-	-	-	-
フィリピン・ペ ソ	-	-	-	-	47,980,882	-	47,892,940	87,942
ブラジル・レア ル	261,381,708	-	260,543,564	838,144	-	-	-	-
マレーシア・リ ンギット	63,319,464	-	63,311,640	7,824	-	-	-	-
南アフリカ・ラ ンド	202,064,360	-	204,426,000	2,361,640	-	-	-	-
合計	1,368,594,899	-	1,371,598,953	1,560,990	1,489,403,176	-	1,486,765,662	2,458,314

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	平成29年10月12日 現在				平成30年4月12日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
先物取引								
買 建	2,399,916,896	-	2,487,394,562	87,477,666	4,654,513,407	-	4,687,445,429	32,932,022
合計	2,399,916,896	-	2,487,394,562	87,477,666	4,654,513,407	-	4,687,445,429	32,932,022

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成29年10月12日現在	平成30年4月12日現在
1口当たり純資産額	1.2274円	1.2329円
(1万口当たり純資産額)	(12,274円)	(12,329円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成30年4月27日現在

資産総額	4,478,474,274円
負債総額	11,693,399円
純資産総額(-)	4,466,780,875円
発行済数量	3,154,514,405口
1口当たり純資産額(/)	1.4160円

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成30年4月27日現在

資産総額	68,476,644,572円
負債総額	3,926,992,141円
純資産総額(-)	64,549,652,431円
発行済数量	52,530,906,460口
1口当たり純資産額(/)	1.2288円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成30年4月27日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（平成30年4月27日現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成30年4月27日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	38	1,176,800,622,980
追加型株式投資信託	846	12,687,192,173,919
単位型公社債投資信託	53	203,165,104,513
単位型株式投資信託	143	896,110,306,509
合計	1,080	14,963,268,207,921

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第33期事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	27,972,477	49,071,217
金銭の信託	12,366,219	12,083,824
有価証券	297,560	-
未収委託者報酬	10,164,041	11,769,015
未収運用受託報酬	7,250,239	4,574,225
未収投資助言報酬	316,414	341,689
未収収益	52,278	59,526
前払費用	533,411	569,431
繰延税金資産	678,104	842,996
その他	445,717	427,238
流動資産計	60,076,462	79,739,165
固定資産		
有形固定資産	1,900,343	1,643,826
建物	1 1,243,812	1 1,156,953
器具備品	1 656,235	1 476,504
建設仮勘定	295	10,368
無形固定資産	1,614,084	1,934,700
商標権	5	-
ソフトウェア	1,511,558	1,026,319
ソフトウェア仮勘定	98,483	904,389
電話加入権	3,934	3,931
電信電話専用施設利用権	103	60
投資その他の資産	10,055,336	7,427,316
投資有価証券	3,265,786	1,721,433
関係会社株式	3,306,296	3,229,196
長期差入保証金	1,800,827	1,518,725
前払年金費用	686,322	-
繰延税金資産	893,887	856,537
その他	102,215	101,425
固定資産計	13,569,764	11,005,844
資産合計	73,646,227	90,745,010

(単位:千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,169,128	1,003,550
未払金	4,745,195	5,081,728
未払収益分配金	1,027	1,031
未払償還金	57,332	57,275
未払手数料	4,062,695	4,629,133
その他未払金	624,140	394,288
未払費用	7,030,589	7,711,038
未払法人税等	1,915,556	5,153,972
未払消費税等	891,476	1,660,259
賞与引当金	1,432,264	1,393,911
役員賞与引当金	27,495	49,986
本社移転費用引当金	-	156,587
流動負債計	17,211,706	22,211,034
固定負債		
退職給付引当金	1,305,273	1,637,133
時効後支払損引当金	216,466	199,026
本社移転費用引当金	942,315	-
固定負債計	2,464,055	1,836,160
負債合計	19,675,761	24,047,195
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	31,899,643	44,349,855
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	31,776,350	44,226,562
別途積立金	24,580,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,696,350	19,146,562
株主資本計	53,452,601	65,902,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	517,864	795,002
評価・換算差額等計	517,864	795,002
純資産合計	53,970,465	66,697,815
負債・純資産合計	73,646,227	90,745,010

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	56,355,754		84,705,447	
運用受託報酬	12,834,241		19,124,427	
投資助言報酬	1,002,482		1,217,672	
その他営業収益	378,715		117,586	
営業収益計		70,571,194		105,165,133
営業費用				
支払手数料	24,957,038		37,242,284	
広告宣伝費	838,356		379,873	
公告費	991		1,485	
調査費	15,105,578		23,944,438	
調査費	7,780,474		10,677,166	
委託調査費	7,325,104		13,267,272	
委託計算費	891,379		1,073,938	
営業雑経費	1,102,921		1,215,963	
通信費	51,523		48,704	
印刷費	926,453		947,411	
協会費	37,471		64,331	
諸会費	74		22,412	
支払販売手数料	87,399		133,104	
営業費用計		42,896,265		63,857,984
一般管理費				
給料	8,517,089		11,304,873	
役員報酬	220,145		189,022	
給料・手当	7,485,027		9,565,921	
賞与	811,916		1,549,929	
交際費	66,813		58,863	
寄付金	13,467		5,150	
旅費交通費	297,237		395,605	
租税公課	430,779		625,498	
不動産賃借料	1,961,686		1,534,255	
退職給付費用	358,960		595,876	
固定資産減価償却費	825,593		1,226,472	
福利厚生費	39,792		49,797	
修繕費	27,435		4,620	
賞与引当金繰入額	1,432,264		1,393,911	
役員賞与引当金繰入額	27,495		49,986	
役員退職慰労金	63,072		-	
機器リース料	210		148	
事務委託費	1,530,113		3,037,804	
事務用消耗品費	127,265		144,804	
器具備品費	271,658		5,253	
諸経費	129,981		149,850	
一般管理費計		16,120,918		20,582,772
営業利益		11,554,010		20,724,376

（単位：千円）

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）		第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		537		1,430
受取配当金		51,036		74,278
時効成立分配金・償還金		103		256
為替差益		7,025		8,530
投資信託解約益		2		236,398
投資信託償還益		-		93,177
雑収入	1	18,213	1	10,306
時効後支払損引当金戻入額		-		17,429
営業外収益計		76,918		441,807
営業外費用				
投資信託解約損		31,945		4,138
投資信託償還損		47,201		17,065
金銭の信託運用損		552,635		99,303
時効成立後支払分配金・償還金		39		-
時効後支払損引当金繰入額		209,210		-
営業外費用計		841,031		120,507
経常利益		10,789,897		21,045,676
特別利益				
固定資産売却益	2	2,348	2	1
投資有価証券売却益		-		479,323
関係会社株式売却益	1	-	1	1,492,680
貸倒引当金戻入益		8,883		-
訴訟損失引当金戻入益		21,677		-
本社移転費用引当金戻入額		-		138,294
その他特別利益		746		350
特別利益計		33,655		2,110,649
特別損失				
固定資産除却損	3	23,600	3	36,992
固定資産売却損	4	10,323	4	134
投資有価証券評価損		12,085		-
ゴルフ会員権評価損		4,832		-
訴訟和解金		30,000		-
本社移転費用	5	1,511,622	5	-
退職給付制度終了損		-		690,899
システム移行損失		-		76,007
その他特別損失		-		50
特別損失計		1,592,463		804,083
税引前当期純利益		9,231,089		22,352,243
法人税、住民税及び事業税		2,965,061		6,951,863
法人税等調整額		177,275		249,832
法人税等合計		2,787,786		6,702,031
当期純利益		6,443,302		15,650,211

（３）【株主資本等変動計算書】

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047
当期変動額									
剰余金の配当									2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000			2,550,000
当期純利益									6,443,302
合併による 増加			17,124,479	17,124,479					
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	17,124,479	17,124,479	-	2,550,000	-	-	1,349,302
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775
当期変動額					
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000
別途積立金の 積立	-	-			-
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302
合併による 増加		17,124,479			17,124,479
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)			-	363,907	363,907
当期変動額合計	3,899,302	21,023,782	363,907	363,907	21,387,689
当期末残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計上の見積りの変更

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

当社は、当事業年度においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度末の減価償却費が413,260千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

追加情報

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号平成19年2月7日)を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。

本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
建物	53,098	140,580
器具備品	734,064	847,466

(損益計算書関係)

1.関係会社に対する事項

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
雑収入	8,183	-
関係会社株式売却益	-	1,492,680

2.固定資産売却益の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	546	-
車両運搬具	696	-
器具備品	1,104	1

3. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	-	298
器具備品	4,727	8,217
ソフトウェア	2,821	28,472
電話加入権	16,052	3

4. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	543	-
器具備品	9,779	134

5. 本社移転費用の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
本社移転費用引当金繰入額	942,315	-
旧本社不動産賃借料	418,583	-
賃貸借契約解約損	150,723	-

(株主資本等変動計算書関係)

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	490	-	24,490
A種種類株式	-	15,510	-	15,510
合計	24,000	16,000	-	40,000

(注) 普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類株式					

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	平成30年3月31日	平成30年6月21日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引及び株価指数先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第32期（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	27,972,477	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	12,366,219	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,225,878	3,225,878	-
資産計	60,978,855	60,978,855	-
(1) 未払手数料	4,062,695	4,062,695	-
負債計	4,062,695	4,062,695	-

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
非上場株式	337,468	272,464
関係会社株式	3,306,296	3,229,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期(平成29年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

第33期(平成30年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円、第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	609,710	146,101	463,608
投資信託	2,384,278	2,091,387	292,891
小計	2,993,988	2,237,489	756,499
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	231,889	241,951	10,061
小計	231,889	241,951	10,061
合計	3,225,878	2,479,440	746,438

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額337,468千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第33期(平成30年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額272,464千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却した其他有価証券

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	717,905	2	79,146

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円(其他有価証券)減損処理を行っております。

第33期において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は平成29年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,086,550	2,718,372
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
数理計算上の差異の発生額	89,303	61,792
退職給付の支払額	144,062	111,758
合併による増加	1,486,547	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	1,316,796
退職一時金制度改定に伴う増加額	-	526,345
退職給付債務の期末残高	2,718,372	2,154,607

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	-	1,363,437
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の発生額	1,894	-
事業主からの拠出額	37,402	36,672
退職給付の支払額	28,876	-
合併による増加	1,336,984	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	1,417,152
年金資産の期末残高	1,363,437	-

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	1,275,346	-
年金資産	1,363,437	-
	88,090	-
非積立型制度の退職給付債務	1,443,026	2,154,607
未積立退職給付債務	1,354,935	2,154,607
未認識数理計算上の差異	430,203	204,636
未認識過去勤務費用	4,852	312,836
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133
退職給付引当金	1,245,019	1,637,133
前払年金費用	325,140	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の費用処理額	78,229	88,417
過去勤務費用の費用処理額	4,852	39,611
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	-	70,560
その他	7,498	1,620
確定給付制度に係る退職給付費用	274,580	456,577
制度移行に伴う損失(注)	-	690,899

(注) 特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
株式	31.5%	-
債券	29.0%	-
共同運用資産	24.1%	-
生命保険一般勘定	10.5%	-
現金及び預金	4.6%	-
合計	100.0%	-

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
割引率	0.02% ~ 1.09%	0.09%
長期期待運用収益率	2.50%	-
予想昇給率	1.00% ~ 8.73%	1.00% ~ 4.42%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	-	300,927
退職給付費用	22,562	53,156
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	36,177	35,640
合併による増加	287,313	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	391,600
退職一時金制度改定に伴う振替額	-	108,189
退職給付引当金の期末残高	300,927	-

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	789,261	-
年金資産	1,150,443	-
	361,181	-
非積立型制度の退職給付債務	60,254	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	300,927	-
退職給付引当金	60,254	-
前払年金費用	361,181	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	300,927	-

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 22,562千円 当事業年度53,156千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度61,817千円、当事業年度86,141千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	124,081	290,493
未払事業所税	11,054	11,683
賞与引当金	441,996	426,815
未払法定福利費	84,152	81,186
資産除去債務	86,421	90,524
減価償却超過額(一括償却資産)	10,666	11,331
減価償却超過額	116,920	176,791
繰延資産償却超過額(税法上)	32,949	34,977
退職給付引当金	399,808	501,290
時効後支払損引当金	66,282	60,941
ゴルフ会員権評価損	14,295	13,173
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	69,683	28,976
未払給与	12,344	9,186
本社移転費用引当金	289,865	47,947
その他	14,309	29,193
繰延税金資産小計	1,941,573	1,981,254
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,941,573	1,981,254
繰延税金負債		
前払年金費用	210,151	-
その他有価証券評価差額金	159,429	281,720
繰延税金負債合計	369,581	281,720

繰延税金資産の純額

1,571,992

1,699,533

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率	50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率	20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率	70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224,837千円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	114,270,495千円
資産合計	114,270,495千円
流動負債	- 千円
固定負債	13,059,836千円
負債合計	13,059,836千円
純資産	101,210,659千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額70,507,975千円及び顧客関連資産の金額45,200,838千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	9,012,128千円
経常利益	9,012,128千円
税引前当期純利益	9,012,128千円
当期純利益	7,419,617千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額3,811,241千円及び顧客関連資産の償却額5,233,360千円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）及び第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	4,530,351	未払 手数料	767,732
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500 億円	資産管理 等	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の 払戻(純額) 信託報酬の 支払	100,000 7,080	金銭の 信託	12,366,219
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	5,061,766	未払 手数料	1,166,212
	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473 億円	信託銀行 業	-	-	投資一任契約の締結	運用受託報 酬の受取	2,520,431	未収運 用受託 報酬	2,722,066

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
 (注2) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。
 (注3) 運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
 (注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,349,261円64銭	1,667,445円37銭
1株当たり当期純利益金額	201,491円22銭	391,255円29銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	31,978株	40,000株
(うち普通株式)	(24,244株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(7,734株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成30年3月23日に臨時株主総会が開催され、定款の変更を行うことについて決議されました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a.名称

みずほ信託銀行株式会社

b.資本金の額

平成29年3月末日現在 247,369百万円

c.事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社七十七銀行	24,658	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社千葉興業銀行	62,120	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北陸銀行	140,409	日本において銀行業務を営んでおります。
スルガ銀行株式会社	30,043	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社四国銀行	25,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社筑邦銀行	8,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社十八銀行	24,404	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社肥後銀行	18,128	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社鹿児島銀行	18,130	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北洋銀行	121,101	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社福島銀行	18,127	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社栃木銀行	27,408	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社京葉銀行	49,759	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社神奈川銀行	5,191	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社福邦銀行	7,300	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社第三銀行	37,461	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社愛媛銀行	20,798	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	日本において銀行業務を営んでおります。
信金中央金庫	(1) 690,998	日本において全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の受給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
第一勧業信用組合	(1) 11,178	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
近畿産業信用組合	(1) 25,043	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
第一生命保険株式会社	60,000	日本において保険業務を営んでおります。

藍澤証券株式会社	8,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
カブドットコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
岡三オンライン証券株式会社	1,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
九州FG証券株式会社	(2) 3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社しん証券さかもと	450	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ちばぎん証券株式会社	4,374	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
東武証券株式会社	420	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
SMB C日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
野村証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,944	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三津井証券株式会社	558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は平成29年3月末日現在

(注) 確定拠出年金向けの取扱販売会社を含みます。

(1) 出資の総額

(2) 平成29年12月1日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1)募集の取扱い
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4)受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5)受益者に対する収益分配金の再投資
- (6)受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (7)その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

委託会社は、三津井証券株式会社の株式を5.7%保有しています。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また目論見書には「目論見書の使用開始日」、「委託会社の金融商品取引業者登録番号」、「金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨」、「投資信託の取引はクーリングオフ適用外である旨」、「請求目論見書の内容やその照会先と請求方法」、「信託財産の管理方法」、「投資信託運用による損益は全て投資家に帰属する旨」、「投資信託の元本は保証されていない旨」等を記載することがあります。
- (2)目論見書には有価証券届出書の第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し記載することがあります。第二部「ファンド情報」第1 ファンドの状況 5 運用状況には、参考情報として 基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移等（ベンチマークを含む）を記載することがあります。（表示されるデータは適宜更新されません。）
- (3)請求目論見書の巻末に用語説明を掲載する場合があります。
なお、請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し参照することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (4)ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載に従い記載することがあります。
- (5)交付目論見書の「お申込みメモ」に以下の内容を記載することがあります。
基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月29日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード 新興国株式の平成28年10月13日から平成29年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード 新興国株式の平成29年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年6月1日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード 新興国株式の平成29年10月13日から平成30年4月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、たわらノーロード 新興国株式の平成30年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年10月13日から平成30年4月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成29年10月12日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して平成29年5月31日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成29年11月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。